文京区男女平等参画推進計画

女性活躍推進計画 配偶者等暴力防止基本計画

令和4年度~令和8年度 (2022年度~2026年度)

素案

目次

第1章	章 計画の考え方	1
1	計画の目的	2
2	計画の性格	3
3	文京区における男女平等参画の推進体制	4
第2	章 計画策定の背景	5
1	社会情勢	6
	(1)男女平等参画社会の実現に向けた世界の動き	6
	(2)新型コロナウイルス感染症の拡大による影響	7
2	国の動き	8
	(1)男女共同参画に関する法律等の制定と改正	8
	(2)第5次男女共同参画基本計画の策定	12
3	都の動き	13
4	文京区の取組	14
第3	章 計画の体系	16
1	計画の体系	17
	大項目 I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進	17
	大項目 II あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】	18
	大項目Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	
	大項目IV 推進体制の整備	
2	施策の方向性に対する目標と成果指標	
	I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進	
	Ⅱ あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】	22
	Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	
	IV 推進体制の整備	25
第4:		
I	あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進	
	1 一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育の推進	
	2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進	
	3 性自認及び性的指向に対する理解促進	
	4 政策・方針決定過程における男女平等参画	
	5 地域社会における男女平等参画	
	6 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進	
Ι	あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】	
	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	52

2 自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進	63
Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	70
1 配偶者等からの暴力の根絶と支援【配偶者等暴力防止基本計画】	70
2 あらゆる暴力の根絶	77
3 生涯を通じた健康支援	82
4 人権の尊重と自立への支援	85
IV 推進体制の整備	89
1 庁内等推進体制の整備・充実	89
2 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携	93

第1章 計画の考え方

1 計画の目的

昭和 21 (1946) 年に制定された日本国憲法は、全ての国民は個人として尊重され、 法の下に平等であり、性別により差別されないことをうたっています。また、平成 11 (1999) 年に制定された男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)では、男 女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個 性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、早急に取り組ま ねばならない重要な課題として位置付けています。

文京区では、平成 13 (2001) 年7月に「文京区男女平等参画推進計画」を策定し、年度ごとの推進状況の評価により課題を明らかにしながら、性別にかかわりなく平等な立場で、あらゆる分野に参画できる男女平等参画社会を目指して、事業を推進してきました。

そして、平成 25 (2013) 年には、男女平等参画の推進について、基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、区の基本的事項を定めた文京区男女平等参画推進条例(平成 25 年9月文京区条例第 39 号)が施行されたことで、この計画は、条例上の法的根拠を持つこととなりました。

令和2 (2020) 年に実施した「文京区男女平等参画に関する区民調査報告書」では、前回調査(平成 27 (2015) 年実施)から、固定的な性別役割の意識はやや薄れ、LGBT(性的マイノリティ)の認知度の向上等がみられるものの、「家庭、職場などの各場面において女性と男性が平等になっているか」という設問においては、前回調査と同様に、不平等感が依然として根強く残っていることがうかがえます。引き続き、世代や立場の違いなどによって形成される、固定的な性別役割の意識等をはじめとしたアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見と思い込み)について、意識改革をしていく必要があります。

また、令和2(2020)年頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、特に非正規雇用労働者やひとり親世帯などの経済的困窮の深刻化、DVの相談件数の増加など、ジェンダー平等や男女平等参画の課題がより顕在化する状況となっています。

そして、身近な家庭生活の場をはじめ、職場、地域活動・社会活動、政策や方針決 定の場など、社会のあらゆる場において、性別にかかわらず平等な立場で参画するこ とによって、一人一人が個性と能力を発揮し、いきいきと暮らせるまちを目指します。

本計画における、男女平等参画に向けた更なる施策の強化・推進を図るため、この度の改定を行うものです。

文京区の目指す「男女平等参画社会」とは

一人一人が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわりなく平等な立場で、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮して、いきいきと暮らせる社会です。

2 計画の性格

- この計画は、平成 13 (2001) 年度に策定し、平成 18 (2006) 年度、平成 23 (2011) 年度、平成 29 (2017) 年度に改定した「文京区男女平等参画推進計画」 を継承したものです。
- この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定する、市町村男女共同参画計画として位置付けられ、区が目指す方向や施策を区民に示すことにより、区民、事業者及び区の役割を明らかにし、それぞれが協働して男女平等参画社会の実現を目指す指針としての役割を担うものです。
- この計画は、平成 25 (2013) 年に施行された文京区男女平等参画推進条例第8 条第1項に規定する区が定める男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に 推進するための基本的な計画です。
- この計画の「Ⅱあらゆる人の職業生活における活躍の推進」の部分は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に規定する、市町村が策定する、当該区域内における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下「女性活躍推進計画」という。)」として位置付けられています。
- この計画の「Ⅲあらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援」のうち「1配偶者等からの暴力の根絶と支援」については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第2条の3第3項に規定する、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下「配偶者等暴力防止基本計画」という。)」として位置付けられています。
- この計画は、区民参画の方針に基づき、文京区男女平等参画推進会議の提言を 尊重し、かつ、区民の意見や要望を取り入れて改定しています。

【計画期間】

本計画は、令和4 (2022) 年度から令和8 (2026) 年度までの5年間を計画期間として、毎年度進捗を確認し、令和8 (2026) 年度に見直しを行います。

	R3 (2021) 年度	R 4 (2022) 年度	R 5 (2023) 年度	R 6 (2024) 年度	R 7 (2025) 年度	R 8 (2026) 年度	R 9 (2027) 年度
			計画	期間5年	間		
男女平等参画 推進計画						進捗 確認 改定 作業	進捗 確認 次期 計画

3 文京区における男女平等参画の推進体制

文京区男女平等参画推進条例 文京区男女平等参画推進計画 文京区男女平等参画推進会議 文京区男女平等参画推進委員会 ○男女平等参画社会の実現を目 ○文京区における男女平等参画の 指し、男女平等参画の一層の 総合的な推進を図るために設置 充実を図るために設置 ○部長級の委員によって構成 ○委員は、区長が委嘱 【所掌事項】 【委員の構成】 ○文京区男女平等参画推進計画の 推進及び進行状況の管理に関す 学識経験者 4人以内 ること。 区民委員 12人以内 ○文京区の男女平等参画推進に係 -る諸施策の調整等に関するこ (団体推薦:8人以内/ と。 公募:4人以内) 【所掌事項】 〇文京区における男女平等参画 文京区男女平等参画推進委員会 の総合的推進に関すること。 〇文京区男女平等参画推進計画 幹事会 の推進状況に関すること。 〇文京区男女平等参画推進委員会 の下部組織 ○男女平等参画に資する事業を所 管する事業所管課長によって構 成 【所掌事項】 【拠点施設】 〇文京区男女平等参画推進委員会 と同様 文京区男女平等センター 【事務局】 総務部 総務課 ダイバーシティ推進担当 文京区男女平等推進委員 事業所管課(各課)

第2章 計画策定の背景

1 社会情勢

(1) 男女平等参画社会の実現に向けた世界の動き

1945 年に調印された国際連合(国連)憲章では男女同権がうたわれ、国連は、1948年、「人権に関する世界宣言」(世界人権宣言)を採択しました。

その後、国連は、1975 年を「国際婦人年」と宣言し、メキシコで国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)を開催したことを契機に、「平等・開発・平和」と幅広い目標達成のために、「世界行動計画」の策定や女子差別撤廃条約の採択など男女平等参画社会の実現に積極的に取り組んできました。

1995 年に北京で開催された第4回世界女性会議では、国際的な男女共同参画の取組の規範となる「北京宣言及び行動綱領」が採択され、その 20 年後となる 2015 年にニューヨークで開催された国連女性の地位委員会「北京+20」では、「北京宣言及び行動綱領」、「女性 2000 年会議成果文書」等が再確認されました。

また、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動を世界的にリードしていく「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が 2011 年に発足し、2015 年には、文京区に日本事務所が開設されました。

2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ^{*1}」では、「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。SDGsの目標5では「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられており、女性に対する差別や暴力の排除、あらゆる場面での女性の参画やリーダーシップの機会の確保などが示されています。

国際社会における男女平等の実現に向けた取組を受け、国では、2016 年に「SDGs実施指針」を定め、地方自治体に対して、各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たっては、SDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

*1

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とは?

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(2030 アジェンダ)は、2001 年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015 年9月の国連サミットで採択された、2016 年から 2030 年までの国際目標です。貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17 のゴール・169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)を掲げています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、取組の過程で、地球上の誰一人として取り残さない(no one will be left behind)ことを誓っています。

日本は、2030 アジェンダの議論や交渉に一貫して貢献してきた国として、歴史的なアジェンダの採択を心から歓迎するとともに、開発協力大綱や人間の安全保障の理念の下で、国際社会と共に、今後のアジェンダの実施に最大限努力していきます。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済に大きな影響が及んでいます。就業者数が大幅に減少しており、特に非正規雇用労働者を中心とした女性の雇用への影響が大きく、ひとり親世帯などの経済的困窮の深刻化が懸念されています。また、内閣府が令和3(2021)年4月に示した「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」によると、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、DV相談件数が増加しており、女性に対する暴力の深刻化も懸念されています。

一方、テレワーク等の実施により、新しい働き方への見直しが進められ、男性の家 事・育児への積極的な参画が期待されています。

2 国の動き

(1) 男女共同参画に関する法律等の制定と改正

国内行動計画の策定

昭和 50 (1975) 年、第1回世界女性会議を受け、女性の地位向上のための国内本部機構として、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置、昭和 52 (1977) 年に、昭和 61 (1986) 年までを対象とする初めての「国内行動計画」を策定しました。昭和 60 (1985) 年には、女子差別撤廃条約を批准、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号。以下「男女雇用機会均等法」という。)を制定しました。

男女共同参画社会基本法の制定

平成 11 (1999) 年、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念と、国・地方公共団体及び国民の責務等を明らかにした男女共同参画社会基本法を制定し、さらに、平成 12 (2000) 年、男女共同参画社会基本法に基づく初めての計画である「男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

配偶者暴力防止法の制定等

平成 12 (2000) 年に、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。」及び児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。)が制定されました。

また、平成 13 (2001) 年には、配偶者暴力防止法が制定されました。この配偶者暴力防止法によって、配偶者からの暴力が犯罪となる行為であることが明確に規定され、被害者を保護する仕組みが確保されました。

なお、この配偶者暴力防止法は、平成 16 (2004) 年に保護命令制度の拡充を柱とする改正が行われ、平成 19 (2007) 年に区市町村による基本計画の策定などが努力義務として新たに加えられ、平成 26 (2014) 年には、改正配偶者暴力防止法の施行により、保護の対象範囲が拡大されています。

また、令和元(2019)年6月、配偶者暴力防止法の一部改正を含む、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。この改正によって、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されたとともに、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれました。

● 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成 15 年法律第 111 号。以下「性同一性障害特例法」という。)の制定

平成 15 (2003) 年 7 月、性同一性障害特例法が制定され、性同一性障害者であって一定の条件を満たす方については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

また、平成20(2008)年6月の改正では、「現に子がないこと」とするいわゆる子なし要件に対して、「子」を「未成年の子」に改め、条件が一部緩和されました。

● 雇用労働についての法整備

平成19(2007)年、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるとともに、改正男女雇用機会均等法が施行され、性別による差別禁止の範囲の拡大等がなされました。

平成 25 (2013) 年の改正男女雇用機会均等法施行規則 (平成 26 (2014) 年施行) では、間接差別となりうる措置の範囲の見直しや事例の追加等がなされました。

また、平成 27 (2015) 年には、女性活躍推進法が成立し、自らの意思で働いている、 又は働こうとしている女性が、その個性と能力を十分発揮できる社会を実現するため に、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の 職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。

そして、令和元(2019)年6月に、女性活躍推進法等の一部を改正する法律が公布 され、常時雇用する労働者が301人以上の事業主について、情報公表の内容が変更さ れるとともに、一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表の義務について、常時 雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大されました。

● 仕事と育児・介護の両立に関する法改正

平成29(2017)年1月及び10月に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う 労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」とい う。)が改正され、介護休業の分割取得や有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和、 育児休業取得期間の延長、育児目的休暇制度の努力義務創設などが定められました。

令和元(2019)年 12 月には、育児・介護休業法施行規則等が改正され、これにより令和3(2021)年1月から、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

また、令和3(2021)年6月には、育児・介護休業法が改正され、男性の育児休業 取得促進のため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設などが 定められました。

性犯罪に関する刑法の改正

平成 29 (2017) 年6月に、110 年ぶりの大幅改正となる、性犯罪に関する改正刑法が国会で可決・成立しました。改正により「強姦罪」は「強制性交等罪」に名称変更され、これまで女性に限られていた対象者について性別が問われないことになり、更に 18 歳未満の人に対して、親などの監督・保護する立場の人がわいせつな行為をした場合、暴行や脅迫がなくても処罰されることとなりました。また、有識者による検討会を設置し、強制性交等の罪の対象となる行為の範囲や法定刑の在り方などについて、議論が行われています。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行

平成30(2018)年5月、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的に、国及び地方公共団体の責務を定めた政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号)が公布・施行されました。

令和3(2021)年6月には、一部改正され、政党は、候補者の選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対策など自主的に取り組むよう努めるものとされました。

また、国及び地方公共団体は、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントへの対応を始めとする環境整備等の施策の強化をすることとされました。

児童虐待防止対策の強化

平成30(2018)年7月には、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」がまとめられ、転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底や子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底などが緊急に実施する重点対策として講じることとされています。

翌平成 31 (2019) 年2月には、『「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について』として、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等の更なる対策に取り組むことが示されました。

職場におけるハラスメント防止対策の強化

平成 29 (2017) 年1月に、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法において、職場における妊娠、出産、育児休業、介護休業等を理由とするハラスメントの防止措置が 義務付けられました。

また、令和2(2020)年6月には、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の 安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号。以下「労働施策総 合推進法」という。)、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が改正され、職場にお けるパワー・ハラスメント防止措置が事業主の責務となるとともに、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策が強化されました。令和2(2020)年1月に告示された「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」では、性自認や性的指向に関するハラスメントである「SOGIハラ*1」や「アウティング*2」もパワー・ハラスメントとなり、防止対策を講ずることが企業に義務付けられています。

パワー・ハラスメントについては、①優越的な関係を背景とした、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、③就業環境を害することと定義し、パワー・ハラスメント防止のために、事業主に対して相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを義務付けています。

- *1 SOGIハラ … 性的指向と性自認に関することで不当な差別や嫌がらせをすること。
- *2 アウティング … 性的指向と性自認に関する情報を本人の了解を得ずに第三者に言いふらすこと。

(2) 第5次男女共同参画基本計画の策定

令和2(2020)年12月に「第5次男女共同参画基本計画~すべての女性が輝く令和の社会へ~」(以下「第5次計画」という。)が閣議決定されました。第5次計画では、4つの【目指すべき社会】(下記参照)を提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成を促進していくとしています。その上で、これからの男女共同参画に係る課題を、社会全体にとっては、「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」、個人にとっては、「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」としています。また、取組が進まない場合は、個人と社会全体にとって重大な懸念すべき状態が生じかねないとし、今が、国民一人一人の幸福を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保する上での分岐点であるとの認識の下、男女共同参画に強力に取り組む必要があると指摘しています。そして、11の【分野】(下記参照)について、施策の基本的方向と具体的な取組について言及しています。

【目指すべき社会】

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富ん だ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭 生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する 社会

【分野】

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊 重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

3 都の動き

東京都男女平等参画基本条例等の制定

東京都では、国の法律制定を受けて、平成 12 (2000) 年に、東京都男女平等参画基本条例 (平成 12 年東京都条例 25 号) を制定し、施策を推進しています。

また、配偶者暴力については、配偶者暴力防止法改正に伴い、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を平成18(2006)年に策定し、平成21(2009)年、平成24(2012)年に改定を行いました。

東京都男女平等参画推進総合計画の策定

「男女平等参画のための東京都行動計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」を改定し、「東京都男女平等参画推進総合計画」(平成 29 (2017) 年度~令和3 (2021) 年度)を策定しました。重点課題を①働く場における女性に対する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進、②働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現、③地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大、④男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組の4つとしています。

特定異性接客営業等の規制に関する条例の制定

平成 29 (2017) 年7月に施行された特定異性接客営業等の規制に関する条例(平成 29 年東京都条例第 30 号)は、青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪を防止することを目的とし、主に女子高生にマッサージを行わせたり、会話やゲームの相手をさせたりする等のサービスを提供する、いわゆる「JKビジネス」等を規制した内容となっています。

● 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の制定 平成30(2018)年10月、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催都市として、いかなる種類の差別も許されないという、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号)が制定され、多様な性の理解の推進及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進を図るものとしています。

東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定

令和元(2019)年12月、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第5条の規定により、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発などの推進を図るために策定され、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を示しています。

4 文京区の取組

文京区男女平等参画推進計画の策定

文京区では、区の実態に即した女性施策に関する計画の策定が必要であるという考えから、昭和 54 (1979) 年に区民、区議会代表、学識経験者で構成される「文京区婦人会議」を設置し、「文京区婦人行動計画」を策定しました。

昭和63(1988)年には、「文京区婦人行動計画」について、社会情勢の変化に伴う見直しを行い、平成6(1994)年には、国の計画に先がけて、新たに「性別の枠にとらわれない男女共生社会の実現」という新たな視点を盛り込んだ「文京区女性行動計画」を策定しました。

平成 13 (2001) 年7月には、それまで主に女性を施策の対象としてきた計画について全面的な見直しを行い、「文京区男女平等参画推進計画」を策定しました。これ以降、社会情勢の変化などを踏まえ、5年ごとに計画を改定しています。

文京区男女平等センターの設置

昭和 61 (1986) 年に、区民に女性問題に関する学習及び交流の機会並びに活動の場を提供することにより女性の地位向上に資することを目的とした「文京区婦人センター」を開設しました。平成3 (1991) 年には、「文京区婦人センター」を「文京区女性センター」と改称し、区内女性団体の横断的組織である文京区女性団体連絡会に同センターの管理・運営を委ねる自主管理方式を導入しました。

平成 13 (2001) 年7月の「文京区男女平等参画推進計画」の策定によって、女性施策から男女平等参画施策へと施策の幅が広がったことを受け、平成 14 (2002) 年4月、「文京区女性センター」を「文京区男女平等センター」と改称し、男女平等参画を推進する施設となりました。

なお、区の指定管理者制度の導入に伴い、平成 18 (2006) 年4月から、文京区男女 平等センターは、指定管理者として文京区女性団体連絡会が管理・運営をしています。

文京区男女平等参画推進条例の制定

平成 25 (2013) 年に、文京区男女平等参画推進条例を制定しました。この条例では、7つの基本理念や、性別に起因する人権侵害(①配偶者等からの暴力②セクシュアル・ハラスメント③性的指向・性自認に起因する差別④その他性別に起因する人権侵害)の禁止の明記、男女平等推進のために区が行う6つの基本的施策等を定めています。

また、女性活躍推進法に基づき、平成 28 (2016) 年に文京区男女平等参画推進計画 を補完する形で、『「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく女性 活躍推進計画(平成30 (2018) 年度~令和3 (2021) 年度)』を、文京区の区域内にお ける女性活躍推進計画と位置付けました。

● 区職員及び教職員に対する「性自認および性的指向に関する対応指針」の策定

平成 29 (2017) 年3月には文京区男女平等参画推進条例を踏まえ、区の職員や教職員等の性の多様性に対する理解を深めるために「性自認および性的指向に関する対応指針」を策定し、以後この指針を基に研修等を実施しています。令和3 (2021) 年3月には、この指針の改定を行い、令和2 (2020) 年4月に開始した「文京区パートナーシップ宣誓制度」や、近年問題となっている「SOGIハラ」「アウティング」といった事項の解説を加えました。

● 文京区パートナーシップ宣誓制度の開始

令和2(2020)年4月から、区は、だれもが性別にかかわりなく、いきいきと安心して暮らすことができる社会の実現に向け、多様な性への理解を促す取組の一つとして、人生のパートナーとしてお互いに協力し、共同生活を続けることを約束した戸籍上の性別(自認する性別を含む。)を同じくする二人のパートナーシップ宣誓に対して、宣誓書受領証を交付しています。

文京区男女平等参画推進計画の改定に当たって

令和2(2020)年9月には、男女平等に関する区民の意識・意向及び生活実態を把握するために調査を実施し、その調査結果を「文京区男女平等に関する区民調査報告書」にまとめました。

今回の「文京区男女平等参画推進計画」の改定は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、こうした近年の法制度の変化や政策進展の背景と区民意識調査の結果を踏まえたものです。

第3章 計画の体系

1 計画の体系

大項目 I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進

中7	項目施策の方向性	小項目施策	計画事業
1	一人一人の人権 を尊重するジェ ンダー平等教育 の推進	(1) 幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進(2) 生涯学習における学びの機会提供の	1 性別に関わらない名簿の作成 2 学習指導の充実 3 生徒指導の充実 4 女子生徒・学生のSTEM教育の充実 5 性に関する指導の充実 6 学習の機会の充実 7 図書館における関連情報の充実
		推進 (3)理工系分野で活躍 する女性の人材育成	8 男女平等センターにおける学習機会提供の充実 (再掲4) 女子生徒・学生のSTEM教育の充実
2 ジェンダー平等 の意識を高める 広報・啓発等の 推進		(1) ジェンダー平等の 実現に向けた啓発 の充実	9 男女平等センター資料コーナーの充実 10 男女平等参画啓発事業の充実 11 アウェアネスリボンを通じた啓発事業の実施 12 教職員・保育園職員等への啓発 13 学齢期の保護者等への意識啓発 14 地域活動団体への男女平等参画の働きかけ 15 メディア・リテラシーの育成 (再掲8) 男女平等センターにおける学習機会提供の充実
		(2) あらゆる機会を活 用した広報	16 広報活動の充実 17 男女平等参画推進計画推進状況評価報告書の作成 18 区民意識調査の実施
3	性自認及び性的 指向に対する理 解促進	(1)多様な性に関する 理解促進 (2)区職員・教職員へ の啓発	19 性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供 20 パートナーシップ宣誓制度に関する取組 21 区職員・教職員等への性自認及び性的指向に関する啓発
4	政策・方針決定 過程における男 女平等参画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	22 参画のための学習機会の充実23 広聴活動の充実とパブリックコメントの実施24 委員会・審議会等への区民参画制度の充実25 委員会・審議会等への男女平等参画の推進
5	地域社会における男女平等参画	(1)地域活動への参画 のための活動支援 (2)男女平等センター を拠点とした推進	26 地域における相互援助活動への支援 27 地域活動団体への活動支援 28 ボランティア・地域活動参加への支援 29 地域における防災活動の推進 (再掲14) 地域活動団体への男女平等参画の働きかけ 30 男女平等センターにおける団体活動の支援 31 男女平等センターにおける相談事業の充実 32 文京区女性団体連絡会活動への支援 33 各種団体の相互交流の促進
			34 男女平等センターの周知 (再掲8) 男女平等センターにおける学習機会提供の充実 (再掲9) 男女平等センター資料コーナーの充実
6	男女平等参画の 視点に立った防 災対策の推進	(1)男女平等参画の視 点に立った災害時 対応	35 災害時における妊産婦・乳児救護所の開設 36 救護所の開設訓練を通じた関係機関との連携 37 女性・子どもの二次的な避難所の開設 38 避難所運営における女性等への配慮
		(2)防災に関する活動 等への女性の参画 推進	(再掲29)地域における防災活動の推進

大項目II あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】

中	項目施策の方向性	小項目施策	計画事業
1	ワーク・ライ	(1)男性が家事・育	39 男性の家庭生活への参画を支援する講座等の実施
	フ・バランスの	児・介護に主体的	
	推進	に関わる取組の推 進	41 ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・啓発
		(2)子育てへの支援	42 子育て情報提供の充実
			43 一時保育事業
			44 乳幼児及び義務教育就学児医療費の助成 45 乳幼児健康診査の実施
			46 文京区版ネウボラ事業
			47 保育園の相談機能の充実
			48 子育て訪問支援券事業
			49 妊産婦・乳幼児を持つ保護者を支援する講座等の実施
			50 区立幼稚園の預かり保育
			51 子育てひろば事業
			52 親子ひろば事業 52 名84月 京京サポーク 東 東 新 刊 F 製 B は
			53 多胎児家庭サポーター事業利用料助成
			(再掲40) 両親学級の開催
		(3)保育環境の充実	55 保育園情報の提供
		,	56 保育園障害児保育
			57 区立幼稚園の認定こども園化
			58 地域型保育事業
			59 病児・病後児保育事業
			60 育成室の整備 61 グループ保育室運営
			60 グルーフ休肖至理呂 62 ショートステイ事業・トワイライトステイ事業
			63 ひとり親家庭への支援
		(4)介護者等への支援	64 介護保険サービスの充実
			65 介護保険外のサービスの充実
			66 障害福祉サービス等の充実
			67 障害者総合支援法・児童福祉法外のサービスの充実
2	自らの能力を発	(1) 働きやすい職場環	68 ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業 69 育児・介護休業制度の普及・啓発
2		境の整備・支援	70 労働相談やPR体制の充実
	揮し、活躍でき	70 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	71 労働関係セミナーの実施
	る就業環境整備		72 中小企業サポートブックの提供
	の推進		73 中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進
			74 区の契約に男女平等参画、女性活躍推進の視点を盛り込む
			仕組みの促進 75 文京区女性のエンパワーメント原則(WEPs)推進事業
			万 文示区文任のエンバラー・アンド原則(WEPS)推進事業 所の登録
			76 各労働行政機関との連携
		(2)女性の就労・再就	
		職、起業等への支	78 就労支援機関(ハローワーク飯田橋)との連携による就職
		援	面接会等の実施
			79 創業者への支援
			(再掲63) ひとり親家庭への支援 (再掲70) 労働相談やPR体制の充実
		(3)多様で柔軟な働き	80 多様な働き方や法制度の情報提供・啓発
		方の支援	81 非正規雇用者及び雇用主に対する啓発の実施
			82 内職あっせん相談業務の充実
			(再掲41)ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・啓発
			(再掲72) 中小企業サポートブックの提供
			(再掲73)中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

大項目Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

1 配偶者等からの 暴力の根絶と 支援 (配偶者等 力の防止と啓発 83 DV防止に向けた意識啓発の推進 84 区職員・教職員等への周知・研修 85 暴力の根絶を訴える事業の実施 86 女性の人権ホットライン、女性に対する暴力を無くす運動の周知 87 配偶者等からの暴力の防止関係機関等の連携 88 DV被害者への支援策の周知 89 配偶者等からの暴力に関する相談事業の強化 90 相談事業の連携 91 配偶者等からの暴力に関する相談事業の強化 90 相談事業の連携 91 配偶者暴力相談支援センター機能の充実 92 被害者への支援 93 母子・女性緊急一時保護事業の実施 94 被害を受けた子どもへの支援 95 被害者の自立支援 96 犯罪被害者支援ネットワークとの連携 (4) 児童等への虐待の 防止と支援 97 児童信符防止対策の充実 98 乳が別家庭支援保健事業 (再掲94) 被害を受けた子どもへの支援 99 子どもの性被害等の暴力に関する相談等に伴う関係機関との連携 100 若年層に対するでようとしています。 11 子ども・若年層に対するデートDV防止に関する意識啓発の推進 101 子ども・若年層に対するでようとしています。 12 大きも・若年層に対するでように関する意識啓発の推進 102 セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント・マイス・ログログを対象を発音を発音を発音を発音を発音を発音を発音を発音を発音を発音を表すると思さないます。 103 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 (再掲96) 犯罪被害者支援ネットワークとの連携
カの防止と啓発 84 区職員・教職員等への周知・研修 85 暴力の根絶を訴える事業の実施 86 女性の人権ホットライン、女性に対する暴力を無くす運動の周知 87 配偶者等からの暴力の防止関係機関等の連携 88 DV被害者への支援策の周知 89 配偶者等からの暴力に関する相談事業の強化 90 相談事業の連携 91 配偶者暴力相談支援センター機能の充実 (3) 被害者の保護から 自立・生活再建ま でを支援する体制 の整備 92 被害者への支援 93 母子・女性緊急一時保護事業の実施 94 被害を受けた子どもへの支援 96 犯罪被害者支援ネットワークとの連携 (4) 児童等への虐待の 防止と支援 97 児童虐荷防止対策の充実 98 乳幼児家庭支援保健事業 (再掲94) 被害を受けた子どもへの支援 99 子どもの性被害等の暴力に関する相談等に伴う関係機関と の連携 101 子ども・若年層に対するデートDV防止に関する高識啓発の推進 101 子ども・若年層に対する性暴力に関する意識啓発の推進 102 セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 103 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 103 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 103 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 103 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 104 保存なハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 105 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 105 ストーカー防止に関する意識を発りる。
大学 100
【配偶者等 暴力防止 基本計画】 (2) 早期発見と相談体
(2) 早期発見と相談体 87 配偶者等からの暴力の防止関係機関等の連携 88 DV被害者への支援策の周知 89 配偶者等からの暴力に関する相談事業の強化 90 相談事業の連携 91 配偶者暴力相談支援センター機能の充実 92 被害者への支援 93 母子・女性緊急一時保護事業の実施 94 被害を受けた子どもへの支援 95 被害者の自立支援 96 犯罪被害者支援ネットワークとの連携 97 児童虐待防止対策の充実 98 乳幼児家庭支援保健事業 98 乳幼児家庭支援保健事業 98 乳幼児家庭支援保健事業 100 若年層に 対する暴力の根絶 101 子ども・若年層に 対する暴力の根絶 101 子どもの性被害等の暴力に関する意識啓発の推進 101 子ども・若年層に対するでネント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 102 セクシュアル・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 103 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 103 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 103 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 104 子ども・若年層に対する意識啓発の推進 105 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 107 子ども・若年層に対する意識啓発の推進 108 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 109 ストーカート・プロ・ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
おいてきます 100 元実
100
89 配偶者等からの暴力に関する相談事業の強化 90 相談事業の連携 91 配偶者暴力相談支援センター機能の充実 (3) 被害者の保護から 自立・生活再建ま でを支援する体制 の整備 94 被害を受けた子どもへの支援 95 被害者の自立支援 96 犯罪被害者支援ネットワークとの連携 (4) 児童等への虐待の 防止と支援 97 児童虐待防止対策の充実 98 乳幼児家庭支援保健事業 (再掲94) 被害を受けた子どもへの支援 99 子どもの性被害等の暴力に関する相談等に伴う関係機関と の連携 100 若年層に対するデートDV防止に関する周知及び意識啓発の推進 101 子ども・若年層に対するデートDV防止に関する意識啓発の推進 102 セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント・マスメント・マスター・ファン・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・
91 配偶者暴力相談支援センター機能の充実
(3) 被害者の保護から 自立・生活再建ま でを支援する体制 の整備 94 被害を受けた子どもへの支援 95 被害者の自立支援 96 犯罪被害者支援ネットワークとの連携 (4) 児童等への虐待の 防止と支援 97 児童虐待防止対策の充実 98 乳幼児家庭支援保健事業 (再掲94) 被害を受けた子どもへの支援 97 児童虐待防止対策の充実 98 乳幼児家庭支援保健事業 (再掲94) 被害を受けた子どもへの支援 99 子どもの性被害等の暴力に関する相談等に伴う関係機関と の連携 100 若年層に対するデートDV防止に関する周知及び意識啓 発の推進 101 子ども・若年層に対する性暴力に関する意識啓発の推進 102 セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントト、マタニティ・ハラスメントト、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 (2) 様々なハラスメント・スターカー防止に関する意識啓発の推進 (103 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 (再掲96) 犯罪被害者支援ネットワークとの連携
自立・生活再建ま でを支援する体制 の整備 93 母子・女性緊急一時保護事業の実施 でを支援する体制 の整備 94 被害を受けた子どもへの支援 95 被害者の自立支援 96 犯罪被害者支援ネットワークとの連携 97 児童虐待防止対策の充実 98 乳幼児家庭支援保健事業 (再掲94) 被害を受けた子どもへの支援 99 子どもの性被害等の暴力に関する相談等に伴う関係機関と の連携 100 若年層に対するデートDV防止に関する周知及び意識啓 発の推進 101 子ども・若年層に対するでエトDV防止に関する意識啓発の推進 102 セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 (2) 様々なハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 (103 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 (再掲96) 犯罪被害者支援ネットワークとの連携
でを支援する体制 の整備 94 被害を受けた子どもへの支援 95 被害者の自立支援 96 犯罪被害者支援ネットワークとの連携 97 児童虐待防止対策の充実 97 児童虐待防止対策の充実 98 乳幼児家庭支援保健事業 (再掲94) 被害を受けた子どもへの支援 99 子どもの性被害等の暴力に関する相談等に伴う関係機関と の連携 100 若年層に対するデートDV防止に関する周知及び意識啓 発の推進 101 子ども・若年層に対するでデートDV防止に関する意識啓発の推進 102 セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 (2)様々なハラスメント・マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 (再掲96)犯罪被害者支援ネットワークとの連携
の整備95 被害者の自立支援 96 犯罪被害者支援ネットワークとの連携2 あらゆる暴力の 根絶(1) 子ども・若年層に 対する暴力の根絶 に向けた対応97 児童虐待防止対策の充実 98 乳幼児家庭支援保健事業 (再掲94) 被害を受けた子どもへの支援2 あらゆる暴力の 根絶 1 (1) 子ども・若年層に 対する暴力の根絶 に向けた対応99 子どもの性被害等の暴力に関する相談等に伴う関係機関との連携 100 若年層に対するデートDV防止に関する周知及び意識啓発の推進 101 子ども・若年層に対する性暴力に関する意識啓発の推進 102 セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 ト、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 トや暴力の防止・
96 犯罪被害者支援ネットワークとの連携
(4) 児童等への虐待の 防止と支援 97 児童虐待防止対策の充実 98 乳幼児家庭支援保健事業 (再掲94) 被害を受けた子どもへの支援 99 子どもの性被害等の暴力に関する相談等に伴う関係機関と の連携 100 若年層に対するデートDV防止に関する周知及び意識啓 発の推進 101 子ども・若年層に対する性暴力に関する意識啓発の推進 102 セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、マクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 103 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 103 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 (再掲96) 犯罪被害者支援ネットワークとの連携
防止と支援 98 乳幼児家庭支援保健事業 (再掲94)被害を受けた子どもへの支援 99 子どもの性被害等の暴力に関する相談等に伴う関係機関と対する暴力の根絶に向けた対応 99 子どもの性被害等の暴力に関する相談等に伴う関係機関との連携 100 若年層に対するデートDV防止に関する周知及び意識啓発の推進 101 子ども・若年層に対する性暴力に関する意識啓発の推進 102 セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 103 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 トや暴力の防止・ (再掲96) 犯罪被害者支援ネットワークとの連携
(再掲94) 被害を受けた子どもへの支援
2 あらゆる暴力の 根絶(1) 子ども・若年層に 対する暴力の根絶 に向けた対応99 子どもの性被害等の暴力に関する相談等に伴う関係機関と の連携 100 若年層に対するデートDV防止に関する周知及び意識啓 発の推進 101 子ども・若年層に対する性暴力に関する意識啓発の推進 102 セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 ト、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 トや暴力の防止・ (再掲96) 犯罪被害者支援ネットワークとの連携
対する暴力の根絶 に向けた対応 の連携
100 若年層に対するデートDV防止に関する周知及び意識啓発の推進 101 子ども・若年層に対する性暴力に関する意識啓発の推進 102 セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 (2)様々なハラスメントの防止・ (再掲96) 犯罪被害者支援ネットワークとの連携
発の推進 101 子ども・若年層に対する性暴力に関する意識啓発の推進 102 セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 (2)様々なハラスメン 103 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 トや暴力の防止・ (再掲96) 犯罪被害者支援ネットワークとの連携
101 子ども・若年層に対する性暴力に関する意識啓発の推進 102 セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 (2)様々なハラスメン 103 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 トや暴力の防止・ (再掲96) 犯罪被害者支援ネットワークとの連携
102 セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進(2)様々なハラスメン 103 ストーカー防止に関する意識啓発の推進トや暴力の防止・ (再掲96) 犯罪被害者支援ネットワークとの連携
(2)様々なハラスメン 103 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 トや暴力の防止・ (再掲96) 犯罪被害者支援ネットワークとの連携
トや暴力の防止・ (再掲96) 犯罪被害者支援ネットワークとの連携
±1 + /
対応 対応 に再掲102)セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメー
ント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進
(3)性の商品化とメデ 104 青少年を取り巻く有害環境の排除
イアにおける性・ 105 消費者啓発・教育の推進と契約等に係る相談への対応
暴力表現への対応 (再掲10) 男女平等参画啓発事業の充実
(再掲15) メディア・リテラシーの育成 3 生涯を诵じた (1)性と生殖に関する 106 セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関
は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
健康支援 シュアル・リプロダク 107 妊娠・産じょく期の支援
ティブ・ヘルス/ライ 108 エイズ・性感染症対策の推進
ツ) の普及・啓発 109 不妊治療の支援
(2) 保健指導・健康診 110 健康増進に関する保健指導及び啓発活動の充実
査の充実 111 健康診査の実施
4 人権の尊重と (1) 啓発・相談機能の 112 人権を尊重する意識の啓発
自立への支援
114 子どもの最善の利益を守る法律専門相談
115 相談担当者への啓発及び研修の実施
(再掲31) 男女平等センターにおける相談事業の充実
(2) 貧困等複数の困難 116 母子及び父子福祉資金の貸付の実施
を抱える人への各 117 母子生活支援施設の利用の確保
種支援制度の整備 118 母子家庭及び父子家庭自立支援事業の実施
119 子どもの貧困対策
(再掲19) 性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場
(円掲50) ひとり税家庭への支援 (円掲58) ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業
(再掲113) 各種相談業務の充実

大項目IV 推進体制の整備

中	項目施策の方向性	7	小項目施策	計画事業
1	庁内等推進体制 の整備・充実		文京区男女平等参 画推進条例の周知	120 文京区男女平等参画推進条例の周知
	07走佣 几 人		計画の推進と評価 本制の確立	121 男女平等参画推進会議の運営 122 男女平等参画推進委員会の運営
				123 男女平等推進委員連絡会の運営 124 計画評価と重点項目の指定 (再掲17) 男女平等参画推進計画推進状況評価報告書の作成
			区職員への意識啓 発及び人材育成	125 区職員に対する意識啓発の推進 126 職務分担における固定的性別役割分担の是正
				127 印刷物におけるイラスト等への男女平等参画の視点の盛 り込み 128 区職員に対する育児・介護休業制度の普及・啓発
				129 セクシュアル・ハラスメント、マタニティ(パタニティ)・ハラスメント防止策の充実 130 女性職員の管理職等への登用推進
) 月		131 苦情申立制度の運用
2	国際社会と国内の取組の積極的	0	国際社会の取組と の連携	132 UN Womenとの連携133 国際機関との連携協力
	理解・連携	多	国連持続可能な開発のための2030ア	134 国連持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDG s)の周知
		S	ジェンダ(SDG s)、女性のエン パワーメント原則 (WEPs)の周 田・推進	(再掲75)文京区女性のエンパワーメント原則(WEPs)推進事業所の登録
		(3) 国	国・都・大学・企 戦・民間団体との 連携の強化	135 国・都・他自治体との連携 136 公共機関との連携の強化 137 大学・企業・民間団体との連携の強化
		E	エリン・マンリエ 口	(再掲4) 女子生徒・学生のSTEM教育の充実
				(再掲35) 災害時における妊産婦・乳児救護所の開設 (再掲75) 文京区女性のエンパワーメント原則(WEPs)推 進事業所の登録
				(再掲85) 暴力の根絶を訴える事業の実施

2 施策の方向性に対する目標と成果指標

本計画に記載した 137 の計画事業については、毎年推進状況の評価を行っていきます。これに加え、各中項目の取組状況を測るための一つの目安として、成果指標を定め、計画期間である令和8 (2026) 年度までの目標値を掲げました。推進状況評価とこの目標値により、本計画の取組状況を示していきます。

I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
1	学校教育の場で男女の地 位が平等になっていると 思う人の割合	R 2年度 50.0%	R 8年度 までに 70.0%	文京区男女平 等参画に関す る区民調査
- 一人一人の人権 を尊重するジェ ンダー平等教育 の推進	社会全体で男女の地位が 平等になっていると思う 人の割合	R 2年度 13.4%	R 8年度 までに 50.0%	文京区男女平 等参画に関す る区民調査
	理工チャレンジへ「先輩 からのメッセージ」登録	R 2年度 まで 7件	R 8年度 までに 15 件	
2 ジェンダー平等	『男は仕事、女は家庭』 という考え方に対し、「そ う思わない」人の割合	R 2年度 63.9%	R 8年度 までに 75.0%	文京区男女平 等参画に関す る区民調査
の意識を高める 広報・啓発等の 推進	男女平等参画社会を支え るためのセミナー等の開 催回数	H29 から R 2 年度 まで 66 回	R4から R8年度まで 70回	
3 性自認及び性的 指向に対する理 解促進	「SOGI」 「LGBT」の認知度	R 2年度 S O G I / 21.5% L G B T / 70.6%	R 8年度 までに S O G I / 40.0% L G B T / 90.0%	文京区男女平 等参画に関す る区民調査

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
4 政策・方針決定 過程における男 女平等参画	審議会の男女比	R 2年度 男性 68.2% 女性 31.8%	R 8 年度 までに 男女いずれか の性が 40% 未満とならな いこと。	
	男女平等センターの認知 度	R 2年度 34.9%	R 8年度 までに 60.0%	文京区男女平 等参画に関す る区民調査
5 地域社会における男女平等参画	町会や自治会の活動に参 加したと回答する人の割 合	R 2年度 男性 14.3% 女性 13.4%	R 8年度 までに 男性 30.0% 女性 30.0%	文京区男女平 等参画に関す る区民調査
6 男女平等参画の	文京区防災会議における 女性委員の割合	R 2年度 13.5%	R 8年度 までに 20.0%	
視点に立った防 災対策の推進	文京区防災士認証登録支援助成金を活用し、防災 士認証登録を受けた者の 女性の割合	R 2年度 8.9%	R 8年度 までに 15.0%	

Ⅱ あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
1 ワーク・ライ フ・バランスの 推進	中学生等向け介護啓発冊 子の配付人数	H29 から R2年度 まで 6,052 人	R4から R8年度 まで 10,000人	「文の京」総 合戦略
	家庭における役割分担 (炊事・洗濯・掃除など の家事)について、男性 が『主に自分』と回答す る割合	R 2年度 34.6%	R 8年度 までに 50.0%	文京区男女平 等参画に関す る区民調査

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
	保育所待機児童数	R 3年 4月1日 時点 1人	R 4年度 までに 0人	「文の京」総 合戦略
	子どもの学校行事への参加について、男性が『主 に自分』と回答する割合	R 2年度 8.1%	R 8年度 までに 50.0%	文京区男女平 等参画に関す る区民調査
2 自らの能力を発 揮し、活躍でき る就業環境整備 の推進	創業入門サロンへの参加 者のうち、『起業への関心 が高まった』と回答した 割合	R 2年度 46.7%	R 4年度 までに 70.0%	文京区創業支 援等事業計画

Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
	ドメスティック・バイオ レンス(DV)に関する 研修や講習会の回数	H29 から R 2 年度 まで 16 回	R 4 から R 8 年度 まで 30 回	
1 配偶者等からの 暴力の根絶と	配偶者、パートナー等からの暴力についての公的な相談機関として、相談先を知らない人の割合	R 2年度 26.7%	R 8年度 までに 10.0%	文京区男女平 等参画に関す る区民調査
支援 【配偶者等暴力 防止基本計画】	児童虐待に関する防止策 について、『支援や防止対 策がなされている』と思 う人の割合	R 2年度 11.9%	R 8年度 までに 30.0%	文京区男女平 等参画に関す る区民調査

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
2 あらゆる暴力の 根絶	ストーカー被害や性被害 に遭わないための防止策 について、『支援や防止対 策がなされている』と思 う人の割合	R 2年度 10.5%	R 8 年度 までに 30.0%	文京区男女平 等参画に関す る区民調査
	インターネット上での誹謗(ひぼう)中傷の書き込み等の対策について、『支援や防止対策がなされている』と思う人の割合	R 2年度 6.9%	R 8 年度 までに 15.0%	文京区男女平 等参画に関す る区民調査
3 生涯を通じた 健康支援	妊娠期に保健師等と面接 する妊婦の割合	R 2年度 93. 4%* ¹	R 8 年度 までに 88.0%* ²	保 *1型対パの大型 *2と合入和元率に *1型対パの大型 *2・戦者数年の *1型 *2・戦者数年の *1型 *2・戦者数年の *1型 *2と合入和元率に *2と合入和元率に *2と合入和接渡 *1型 *2と合入和接渡 *1型 *2と合入和接渡 *1型 *2と合入和接渡 *1型
	子宮がん検診受診率	R 2年度 22.3%	R 5年度 までに 32.4%	保健医療計画
	乳がん検診受診率	R 2年度 20.9%	R 5年度 までに 29.5%	保健医療計画
4 人権の尊重と 自立への支援	男女平等センター相談室 の相談件数	R 2年度 799 件	R 8年度 1,000件	

IV 推進体制の整備

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
	配偶者が出産する職員の 連続5日間以上の休暇等 取得率	R 2年度 80.0%	100%	特定事業主行動計画 ※ 文京区職員子育て支援プログラ
	出産協力休暇 7日間の休暇取得率	R 2年度 66.7%	100%	日で文張フロフフェム〜文京区特定事業主行動計画〜をR2年4月に改定した。
1 庁内等推進体制 の整備・充実	係長級以上の女性の行政 系職員(福祉職を除く。) の割合	R 3年度 29.7%	令和7年度 までに 40.0%	特定事業主行動計画 ※ 文京区における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画をR3年4月に改定した。
	文京区男女平等参画推進 条例の認知度	R 2年度 31.5%	R8年度 までに 50.0%以上	文京区男女平 等参画に関す る区民調査
	男女平等推進委員連絡会 の参加者数	H29 から R 2 年度 まで 276 人	R 4 から R 8 年度 までに 400 人	区民調査及び 催事等におけ るアンケート 調査
2 国際社会と国内	女子差別撤廃条約の認知 度	R 2年度 61.2%	R 8年度 までに 70.0%以上	文京区男女平 等参画に関す る区民調査
の取組の積極的 理解・連携	文京区女性のエンパワー メント原則推進登録事業 所数	R 2年度 まで 6事業所	R 8 年度 までに 40 事業所	

第4章 計画事業とその考え方

I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組 の推進

あらゆる人の人権とその多様性を尊重できる社会を実現するためには、一人一人が ジェンダー*¹ 平等について意識を高めていく必要があります。

これまで、「男は仕事・女は家庭」、「男は主要な業務・女は補助的業務」などの固定 的な性別役割の考えや、性別により社会が期待する態度・行動や外見・言動に基づい た思い込み・偏見から差別が生まれ、その結果、一人一人のやりたいことが制限され る場合がありました。

人々の意識や習慣・慣習は個人から集団、更に成長の過程において、様々な状況の中で多層的に折り重なっていくものであり、あらゆる視点から時間をかけて向き合うことが求められます。そのため、固定的な性別役割の意識等のアンコンシャス・バイアス (無意識の偏見や思い込み)を生じさせない意識啓発や教育が必要とされています。

また、全ての人には、一人一人、年齢や性別、価値観やライフスタイルなど多様な個性や特性があります。「性(セクシュアリティ)」についても、出生時に割り当てられた性別と性自認(心の性)が一致している場合もあれば一致しない場合もあり、また、性的指向(好きになる性)が異性の場合や同性の場合、特定の誰かを好きにならない場合があるなど、性のあり方は人それぞれです。区では、文京区職員・教職員のための「性自認および性的指向に関する対応指針」を策定し、理解促進のための取組を進めているところです。

子どもから大人まで、生涯にわたる教育・学習を通じて、一人一人の違いや多様な生き方や性を尊重し、性別などによって差別を受けず、全ての人がその個性と能力を発揮できる社会を目指していきます。

*1

ジェンダーとは?

生物学的な差異に基づく男女の性別ではなく、社会的、文化的につくられた性差をいい、人々の意識の中につくられた「女性像」「男性像」を指す広い概念をいいます。

1 一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育の推進

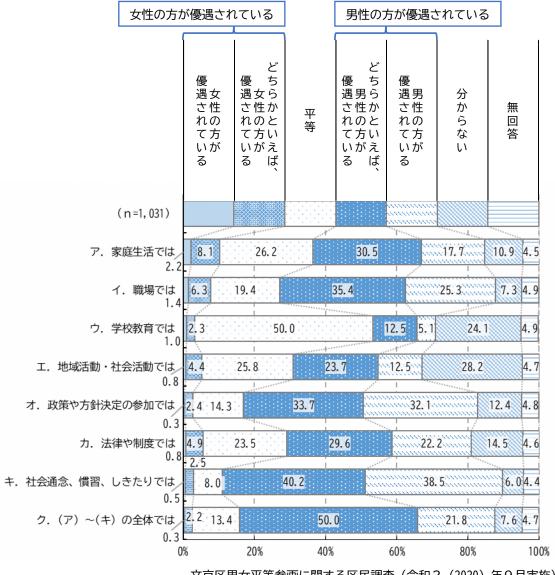
令和2(2020)年9月に実施した文京区男女平等参画に関する区民調査(以下「区民調査」という。)によると、家庭生活、職場、地域社会、社会通念等の各場面全体において、性別にかかわらず平等であると感じる人は 13.4%にとどまっており、これまでの考え方や習慣を改善していく視点が重要となります。(図 I - 1)区民一人一人がジェンダー平等を実感できるまちづくりを進めていくことが必要です。

また、区民調査では、男女平等参画社会の実現のために、「学校における男女平等教育の推進」が最重視されており、子どもの頃からの学びを通じたジェンダー平等意識の定着が求められています。(図 I-2)また、教育現場等での「子どもが男女の区別なく能力を生かせるような配慮」や「子どもの成長と発達に応じた性教育」が重視されており、一人一人の能力を尊重した進路選択や子どもの発達段階に応じた性に関する正しい知識を伝えることが求められています。(図 I-3)

学校教育でジェンダー平等を更に浸透させるとともに、幅広い世代を対象とした生涯学習においても、ジェンダー平等教育を推進することが必要です。

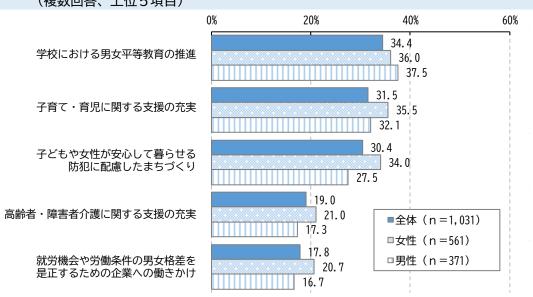
また、これまで女性の参画が少ない理工系分野等においても、性別にかかわらず進路への興味関心や理解を向上できるような取組を推進していきます。

図 I-1 各場面における男女の平等感



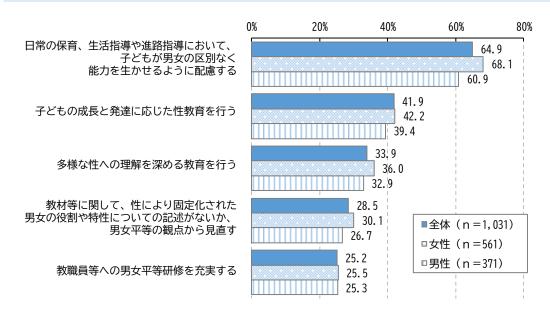
文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

図 I-2 男女平等参画社会を実現するために区が力を入れるべきこと (複数回答、上位5項目)



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

図 I-3 教育現場等において重要なこと(複数回答、上位5項目)



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

(1) 幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進

人間形成に関わる幼少期の頃から、性別にかかわりなく、一人一人の個性や能力を 尊重した学習や進路選択をすることができるように取り組みます。

また、発達段階に応じた性に関する知識を深めることにより、自己や他者を尊重し、 望ましい人間関係を築くことができる力を育みます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
1	性別に関わらない名 簿の作成	男女の性別の並びではなく、混合の 五十音順の名簿を維持継続する。	教育指導課
2	学習指導の充実	各教科・特別の教科 道徳・特別活動・総合的な学習の時間を通じて横断的に、人権尊重と男女の本質的平等に立った学習・実習活動が展開されるよう教材や指導内容・方法を充実する。	教育指導課
3	生徒指導の充実	男女平等の視点に立った生徒指導を 充実する。児童生徒の状況等に応じ た生活指導を行うとともに、性別に よらない職業観を醸成し、個々の能 力と適性に応じた進路指導を充実す る。	教育指導課
4	女子生徒・学生のS TEM* ¹ 教育の充実	女子中高生・女子学生の理系分野への進路選択に資する内閣府の理工チャレンジ*2への協力や、区内大学との連携による理系分野の学習機会を提供する。	総務課/教育 指導課/教育 センター
5	性に関する指導の充 実	発達段階に応じた性教育(性被害、 性自認・性的指向を含む。)を実践す ることにより、直面する性に関する 様々な事柄に対して、適切な意思決 定や行動選択ができるよう指導す る。	教育指導課

(2) 生涯学習における学びの機会提供の推進

ジェンダー平等や人権尊重に関する正しい知識を身に付ける学びの機会を提供する ために、各種講座等を開催します。特に働く世代や子育て世代に対しては、講座の開 催日時や保育等の配慮をするなど、学習への参加を促すとともに、男女平等参画に関 連する情報提供を行います。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
6	学習の機会の充実	各種講座等を利用しやすい曜日や時間帯に開催する。 子育て中の保護者が積極的に講座等へ参加できるよう一時保育の提供やオンライン等の活用など工夫する。 講座等のカリキュラムに男女平等参画に関する課題を取り上げ、ジェンダー平等学習を充実する。	関係課

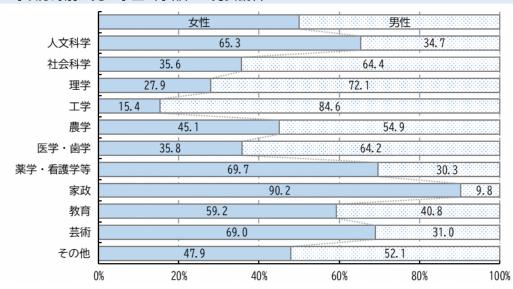
事業番号	事業名	事業概要	所管課
7	図書館における関連	男女平等参画に関連する書籍・資料	真砂中央図書
1	情報の充実	等を広く収集・整理して提供する。	館

(3) 理工系分野で活躍する女性の人材育成

科学技術・学術活動の活性化には、多様な視点や発想を取り入れることが不可欠であり、女性研究者・技術者の活躍が期待されています。理系分野に対する興味や関心、理解を向上させる取組を推進することにより、次世代を担う女性の人材育成へとつなげていきます。

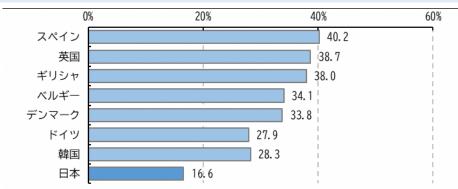
事業番号	事業名	事業概要	所管課
8	男女平等センターに おける学習機会提供 の充実	男女平等参画に関する情報提供を行 うとともに、知識を学ぶ講座等を開 催する。	総務課
再掲 4	女子生徒・学生のS TEM* ¹ 教育の充実	女子中高生・女子学生の理系分野への進路選択に資する内閣府の理工チャレンジ* ² への協力や、区内大学との連携による理系分野の学習機会を提供する。	総務課/教育 指導課/教育 センター

図 I-4 専攻分野別に見た学生(学部)の男女割合



内閣府・男女共同参画推進連携会議「ひとりひとりが幸せな社会のために ~令和2年版データ~」 令和元年度学校基本調査

図 I-5 研究者に占める女性割合の国際比較



内閣府・男女共同参画推進連携会議「ひとりひとりが幸せな社会のために ~令和2年版データ~」 備考: 1 総務省「科学技術研究調査」(令和元年)、OECD "Main Science and TechnologyIndicators" から作成 2 日本の数値は、平成31 (2019) 年3月31日現在の値。韓国は平成30 (2018) 年値、スペイン、英国は平成 28 (2016) 年値、その他の国は、平成27 (2015) 年値。推定値及び暫定値を含む。

*1 STEM教育とは?

Science, Technology, Engineering and Mathematics の略で、科学・技術・工学・数学の学問領域で、国際的に用いられている言葉です。

*2 理工チャレンジとは?

理工系分野に興味がある女子中高生・女子学生が、将来の自分をしっかりイメージして進路選択(チャレンジ)することを応援するための内閣府の取組です。

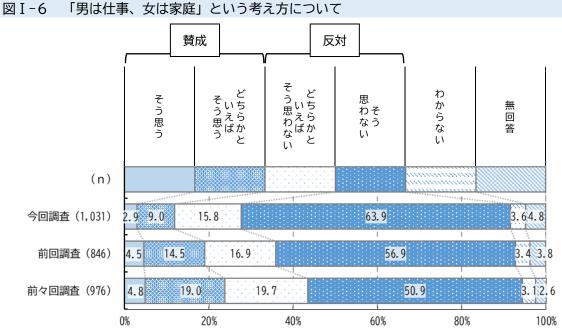
理工系分野が充実している大学や企業、イベント情報、理工系分野で活躍する女性からのメッセージ紹介などを行っています。区は、区に勤務する専門職の女性職員のメッセージを掲載することにより、この取組に参加しています。

2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進

区民調査によると、固定的な性別役割の意識を象徴する「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」する人は 79.7%であり、前回調査や前々回調査よりも少しずつ高くなっており意識が変化しているように見えますが、11.9%が「賛成」している状況です。(図 I-6)

また、家庭生活、職場、地域社会、社会通念等について、女性と男性が平等になっているかどうかという設問では、依然として男性の方が優遇されていると感じている割合が高い状況となっています。(図 I - 1)

日常生活の様々な場面における性別による区別・役割分担の慣行・意識等のアンコンシャス・バイアスを見つめ直し、家庭生活、職場、地域社会等で男女平等参画を進めていくために、様々な機会を通じて、ジェンダー平等への理解を深める意識啓発を行うことが必要です。



 20%
 40%
 60%
 80%
 100%

 文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

(1) ジェンダー平等の実現に向けた啓発の充実

男女平等センターにおける啓発や情報提供等の各種事業を充実するとともに、教育機関や地域との連携を図りながらジェンダー平等に対する意識を醸成します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
9	男女平等センター資 料コーナーの充実	男女平等参画やジェンダーに関する 情報や資料を収集し、提供する。	総務課
10	男女平等参画啓発事 業の充実	講演会、セミナー等の実施、啓発紙 の発行及び区ホームページによる情 報提供の充実によって、男女平等参 画意識の普及・啓発を図る。	総務課
11	アウェアネスリボン を通じた啓発事業の 実施	アウェアネスリボンによる啓発活動 を通じ、NPOやNGOなどの様々 な団体と、区役所の各担当課との横 断的な連携を深めた周知啓発活動を 行う。	総務課/子ど も家庭支援セ ンター/健康 推進課/予防 対策課
12	教職員・保育園職員 等への啓発	年少期の子どもたちの人格形成に関わる幼稚園・小中学校の教職員、保育園職員、児童館・育成室職員に対し、性別にとらわれない教育や生活指導・援助を行うため、男女平等教育についての意識や指導力を高める研修を実施する。	総務課/幼児 保育課/教育 指導課/児童 青少年課/教 育センター
13	学齢期の保護者等へ の意識啓発	家庭教育講座や各種の事業等を通じて、幼稚園・小中学校のPTA等の保護者や青少年委員、学校等にジェンダー平等や個々の多様性を尊重する意識啓発の機会を設ける。	教育総務課
14	地域活動団体への男 女平等参画の働きか け	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等により働きかける。	関係課
15	メディア・リテラシ 一の育成	学校教育や生涯学習の場を通じ、人 権尊重や男女平等の視点に立ち、情 報を主体的に読み解き、自ら発信す る力を育成する講座等を実施する。 また、SNSの適切な利用方法など の啓発を行う。	総務課/教育 指導課
再掲 8	男女平等センターに おける学習機会提供 の充実	男女平等参画に関する情報提供を行 うとともに、知識を学ぶ講座等を開 催する。	総務課

(2) あらゆる機会を活用した広報

区民や事業者等に対して、男女平等参画に関する取組や理解を広く発信するために、 区報をはじめホームページなどを通じて情報を提供していきます。また、区民調査に ついては、計画の趣旨や取組を伝える機会とも捉え、実施していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
16	広報活動の充実	区民等に必要な情報が必要な時に行き渡るよう、区報をはじめホームページ、ケーブルテレビ等で情報を発信するとともに、男女平等参画に関する情報も提供する。	広報課/総務 課
17	男女平等参画推進計 画推進状況評価報告 書の作成	文京区における男女平等参画の推進 状況を明らかにし、男女平等参画社 会に関する理解と関心を深め、計画 の実現に向け推進していく、男女平 等参画推進計画推進状況報告書を作 成する。	総務課
18	区民意識調査の実施	計画改定などの機会を捉え、男女平 等参画に関する意識及び生活実態等 の変化を明らかにするための調査を 行う。	総務課

3 性自認及び性的指向に対する理解促進

区民調査によると、LGBT*¹ (性的マイノリティ)の認知度は高く、70.6%が「内容を知っている」と回答しており、前回調査から 52.0 ポイント増と急速に認知度が高まっています。(図 I-7)

一方、身近な人からLGBTQ等*¹ であることを打ち明けられた場合に、これまでと変わりなく接することが「できないかもしれない」と「分からない」の合計が30.6%となっています。その理由としては、「どう対応してよいか分からない」「なにげない言葉で傷つけてしまうのが怖い」「気持ちがついていかない」等が多くなっています。(図 I-8)

しかし、当事者が差別や偏見を恐れて周囲に打ち明けていないことが多いため、実際には誰もが当事者に接している可能性があり、正しい知識・理解がなければ、相手を傷つけてしまうことにつながります。

性自認及び性的指向(SOGI)*² については、LGBTQ等当事者だけの問題ではなく、全ての人に関わることです。全ての人の性自認及び性的指向を尊重し、理解を浸透させていくことが重要です。

区は、平成 29 (2017) 年に「性自認および性的指向に関する対応指針」を策定し、 区職員及び教職員をはじめ、指定管理者や区内企業等を対象に研修を行うなど、多様 な性の理解促進に取り組んでいます。これからも職員が率先して性の多様性について 理解を深めるとともに、区民に対しても、お互いの個性や違いを尊重し、多様な性の あり方について正しく伝えることができるような施策・事業を展開していきます。

*1

LGBTとLGBTQとは?

い レズビアン(女性の同性愛者)

G … ゲイ (男性の同性愛者)

B … バイセクシュアル (両性愛者)

T ··· トランスジェンダー(生まれたときに登録された性別に対し、性自認が異なる人や、 違和を感じる人)

これらの頭文字を取った言葉です。性的マイノリティ(セクシュアル・マイノリティ)を広く表す言葉の一つでもあります。また、末尾に、自身の性別や性的指向に揺れを感じ特定できないと考える Q=クエスチョニングなど、様々な性的マイノリティの頭文字が加えられ、「LGBTQ」「LGBTQ+」などと言われることもあります。

性自認及び性的指向(SOGI)とは?

一般的に「性」は、「男」と「女」の2つで考えられがちですが、実際の性のあり方は多様で、 人それぞれ違います。性のあり方(セクシュアリティ)は、主に4つの要素の組合せで成り立っ ていると考えられます。

出生登録時の性

戸籍や住民票に 記載されている性別

心の性(性自認)

自分がどの性別 である(ない)と 思うか

好きになる性 (性的指向)

恋愛感情や性的な 関心が主にどの性別 に向いている (いない)か

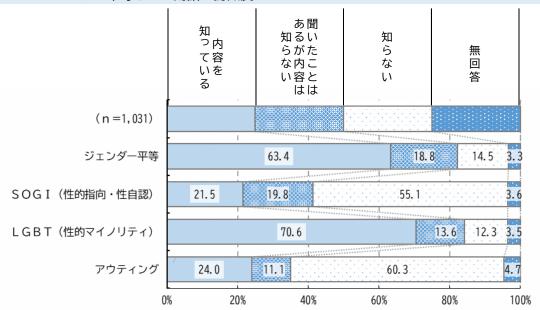
性表現

服装や言葉遣い等で 表現する性

このうち、「性的指向(Sexual Orientation)」と「性自認(Gender Identity)」のアルファベットの頭文字をとって「SOGI(ソジ)」といいます。

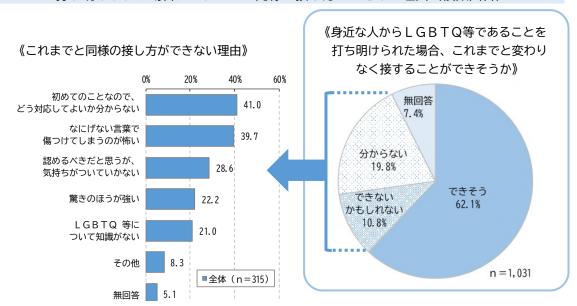
全ての人にそれぞれの「SOGI」があります。これは「男」「女」と明確に分けられるものではなく、グラデーションです。また、自由に選んだり、変えたりできるものではありません。

図 I-7 ジェンダー平等などの用語の認知度



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

図 I-8 LGBTQ等であることを打ち明けられた場合の対応(単数回答)と 打ち明けられた場合にこれまでと同様の接し方ができない理由(複数回答)



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

(1) 多様な性に関する理解促進

性自認及び性的指向が多様であることを知り、誰もが自らの性を尊重するとともに、 LGBTQ等当事者に対する理解を広め、偏見や差別を無くしていく取組を推進して いきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
19	性自認・性的指向に 関する相談場所・情 報共有の場の提供	当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供する。 性自認・性的指向に関する相談場所を提供する。	総務課
20	パートナーシップ宣 誓制度に関する取組	パートナーシップ宣誓制度について 区民や関係機関に制度内容を周知 し、多様な性に関する理解促進を図 る。	総務課

(2) 区職員・教職員への啓発

人権を尊重する社会の実現に向け、区民や児童・生徒、職場における対応等あらゆる場面において、区で定めた「性自認および性的指向に関する対応指針」に沿い行動することができるよう区職員・教職員に啓発していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
21	区職員・教職員等へ の性自認及び性的指 向に関する啓発	区職員・教職員が性自認及び性的指向に関する知識を深め、より良い公共サービスの提供や、地域社会づくりに生かすために、研修等で啓発を行う。	総務課/教育 指導課/教育 センター/全 課

4 政策・方針決定過程における男女平等参画

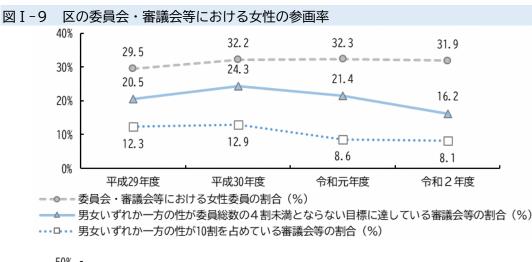
全ての人が自らの個性や能力を活かし、社会の中で活躍するようになるためには、 あらゆる分野において性別の偏りがなく、様々な人の意見や考え方が反映されていく ことが重要です。

国では、男女共同参画基本計画において、指導的地位に占める女性の割合が 30%程度、地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合を令和7 (2025) 年までに 40%以上、60%以下となることを目指しています。

区の審議会等委員の女性の割合(令和2(2020)年度)は 31.9%であり、文京区男女平等参画推進計画での「課題に対する目標と成果指標」である審議会の男女比について、男女いずれかの性が4割未満とならないように、女性の参画を更に進めることが必要です。(図 I-9)

区民調査によると、政策や方針決定への参画において、性別にかかわらず平等だと感じている人は 14.3%にとどまり、男性のほうが優遇されていると感じている人が 65.8%となっています。(図 I -10) また、政策決定過程への女性進出が進まない原因として、「男性優位の組織運営」「家庭・職場・地域で性別役割の意識が強い」が挙げられています。(図 I -11)

女性・男性それぞれの視点に立って区政を考えていくために、区が率先して政策・ 方針決定過程での男女平等参画を進め、区政への女性参画を促すことが必要です。



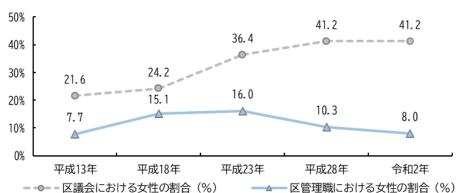
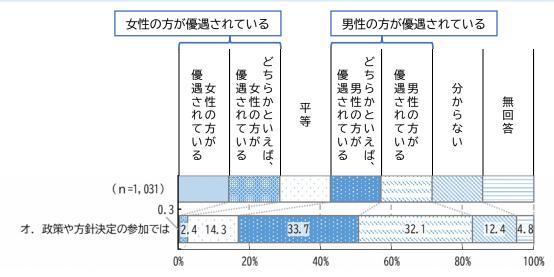
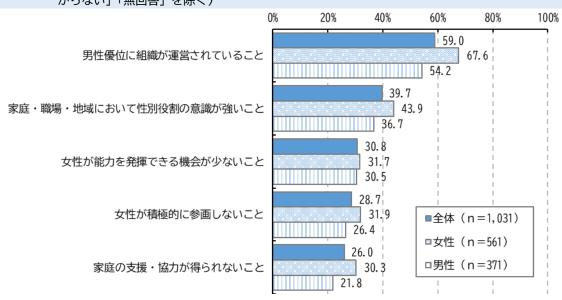


図 I-10 政策や方針決定の参加における男女の平等感(一部再掲)



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

図 I -11 政策や方針決定の過程に女性があまり進出していない原因(複数回答、「その他」「わからない」「無回答」を除く)



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

様々な分野において広聴活動や区民参画制度を充実することにより、政策・方針決 定過程への男女平等参画を促進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
22	参画のための学習機会の充実	区民等の自主的な学習活動を支援するとともに、区政への理解を深め、 区民参画型の区政を推進するきっかけとするため、区職員が出向き講義する「文京お届け講座」を実施する。	アカデミー推 進課
23	広聴活動の充実とパ ブリックコメントの 実施	区民等がそれぞれのライフスタイル に合った方法で、区政に対する意 見・要望等を寄せられるよう、来 庁、電話、手紙、メール、広聴はが き等により、広く「区民の声」を聴 取する体制を整え、政策・方針決定 の参考とする。	広報課/関係 課
24	委員会・審議会等へ の区民参画制度の充 実	委員の公募枠を拡大することにより、広く区民の意見を反映させる。 公募委員の比率:全委員数の 25%以 上	関係課
25	委員会・審議会等へ の男女平等参画の推 進	女性委員の参画状況を継続的に調査 し、結果を周知する。委員の改選時 期を捉え、審議機関の目的・性格に 応じて女性を積極的に登用し、女性 委員のいない審議会等はその状況を 解消する。 男女いずれか一方の性が委員総数の 40%未満とならないことを目標とす る。	総務課/関係課

5 地域社会における男女平等参画

区民調査によると、1年間で地域活動や社会活動に全く参加していない人の割合は、 57.8%となっています。(図 I -12)

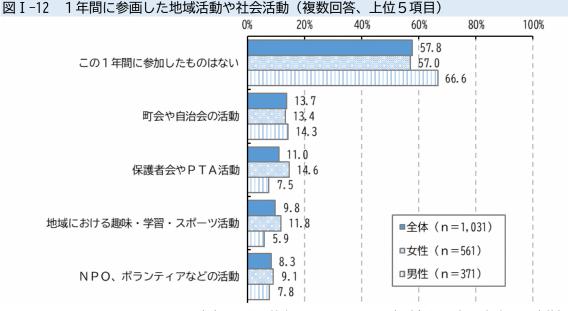
地域活動・社会活動に参加していない理由として、「時間的余裕がない」が最も高く、 家事、育児、介護、仕事等を抱えた様々な人が参加しやすい工夫が求められています。 (図 I -13)

性別にかかわらず地域活動や社会活動に参画し、地域で個人の力を発揮していくためには、男性・女性それぞれの意見やニーズが反映されることが必要です。

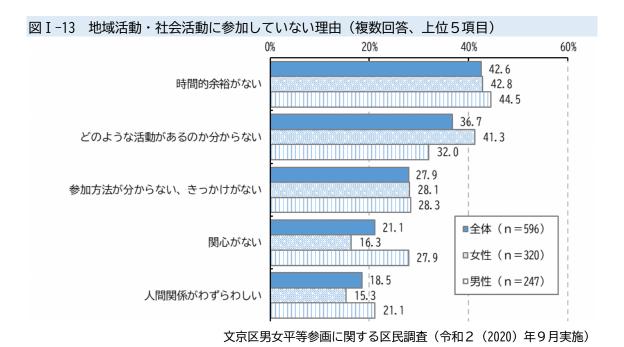
文京区の地域活動団体の中で、役員における女性の割合が 50%を超える団体の割合 が 32.6%(令和2年度文京区男女平等参画推進状況評価報告書から)と女性の役員が 少ない状況であり、町会・自治会活動でも役員を担う女性が少ないことから、その改善が求められています。

また、男女平等参画の推進及び活動の拠点施設である文京区男女平等センター*¹ を「利用したことがある」及び「男女平等センターのことは知っているが、利用したことはない」と回答した人は、前回調査よりも低く、34.9%となっています。(図 I -14) 国の第5次男女共同参画基本計画において、男女平等センターは、女性に寄り添った相談対応や男女共同参画に関する情報発信を行うとともに、男女共同参画の視点から地域の様々な課題を解決するための実践的活動の場として、また、地域における女性リーダーの育成や男女共同参画・女性活躍のための意識改革・人材ネットワークの拠点として、機能の強化・充実が求められています。

文京区男女平等センターにおいても、地域社会での男女平等参画を進めながら、地域とのつながりの希薄化を解消するともに、機能の強化を図っていくことが必要です。



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)



(1) 地域活動への参画のための活動支援

地域活動団体に、男女平等参画についての意識啓発や活動支援を行います。また、 地域における多様化する課題やニーズに柔軟に対応するためにも、幅広い年代におい て性別が偏ることなく地域活動の決定過程に参画することを促していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
26	地域における相互援 助活動への支援	地域において、相互援助活動をする 団体を支援する。(ファミリーサポー トセンター事業、いきいきサービス 事業等)	関係課
27	地域活動団体への活 動支援	各種団体の地域活動への参画につい て支援する。	関係課
28	ボランティア・地域 活動参加への支援	ボランティア・地域活動に関する情報を収集して提供するとともに、相談に応じ、区民の活動への参加を支援する。	関係課
29	地域における防災活 動の推進	企業や大学、町会等と連携した災害 対策や災害訓練等の活動主体に、更 なる女性参画を促す。	総務課/防災 課
再掲 14	地域活動団体への男 女平等参画の働きか け	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等により働きかける。	関係課

(2) 男女平等センターを拠点とした推進

男女平等参画の推進及び活動の拠点施設である文京区男女平等センター*¹ において、 学習の機会を提供するとともに、男女平等参画に資する団体活動の支援を行い、地域 における男女平等参画を推進します。

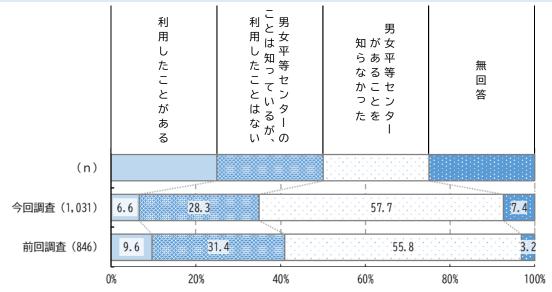
*1

文京区男女平等センターとは?

文京区男女平等参画推進条例において、文京区男女平等センターは、男女平等参画の推進及び活動の拠点施設として位置付けられており、男女平等参画社会の実現に向けた学習の機会、交流の場を区民に提供しています。

また、性別や年齢を問わず、自分自身の生き方や人間関係等についての相談事業も行っています。

図 I-14 男女平等センターの利用状況



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

事業番号	事業名	事業概要	所管課
30	男女平等センターに おける団体活動の支 援	男女平等参画に関わる団体に、必要な情報や活動の場を提供する。	総務課
31	男女平等センターに おける相談事業の充 実	パートナーや親子などの家族関係、 職場や地域での人間関係、自分自身 の生き方、性的指向や性自認に起因 する問題など、様々な問題につい て、カウンセラーによる相談を行 う。	総務課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
32	文京区女性団体連絡 会活動への支援	指定管理者として男女平等センター の管理運営に携わる文京区女性団体 連絡会を協働・協治の視点から支援 する。	総務課
33	各種団体の相互交流 の促進	男女平等参画社会の実現に資する団体の相互交流や連携を深めるため、 団体の活動状況等の情報を収集し、 提供する。	総務課
34	男女平等センターの 周知	男女平等参画の拠点施設として周知 を図るとともに、若い世代も気軽に 立ち寄れるような工夫を行う。	総務課
再掲 8	男女平等センターに おける学習機会提供 の充実	男女平等参画に関する情報提供を行 うとともに、知識を学ぶ講座等を開 催する。	総務課
再掲 9	男女平等センター資 料コーナーの充実	男女平等参画やジェンダーに関する 情報や資料を収集し、提供する。	総務課

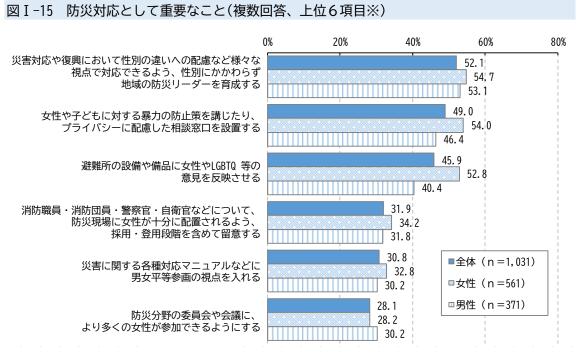
6 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への 女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違いが配慮されないといった課題が 生じました。

災害の影響は、それを受け止める側の性別・年齢や障害の有無など様々な要因、状況によって異なります。このような要因による災害時の困難を最小限にするために、 平常時から男女平等参画の視点での防災対策を進めることが必要です。

区民調査によると、防災対応として「災害対応や復興において性別の違いへの配慮など様々な視点で対応できるよう、性別にかかわらず地域の防災リーダーを育成する」が最も多く、また、前回調査よりも約20ポイント増加しています。(図I-15)昨今の災害発生の状況を踏まえ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、LGBTQ等当事者など、誰も取り残さない、様々な視点による防災対応への取組を早急に進めていくことが必要です。

そのためにも、防災対策を進めていく企画段階から意思決定段階に至るまで、従来 以上に女性の参画を図ることが求められます。



※ 防災対応として重要なこと(複数回答、「その他」「わからない」「無回答」を除く、上位6項目) 文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

(1) 男女平等参画の視点に立った災害時対応

災害発生時には、特に女性や子どもなどが多くの影響を受けることが指摘されていることから、文京区では、地域防災計画に「妊産婦・乳児救護所」「女性・子どもの二次的な避難所*」としての文京区男女平等センターの活用などを位置付けています。

災害時における男女平等参画の視点と、女性の防災視点を融合した、防災計画の策定や災害対策を行うため、平常時から女性の地域活動への参画を促し、女性の視点を取り入れた防災活動を促進していきます。また、災害対応時には、LGBTQ等当事者など様々な視点を考慮することが求められます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
35	災害時における妊産 婦・乳児救護所の開 設	地域防災計画において、災害時に妊 産婦や乳児が避難する専用の妊産 婦・乳児救護所の設置を行う。	防災課
36	救護所の開設訓練を 通じた関係機関との 連携	救護所の連携先である区内大学や病院、助産師会など多様な関係機関と 有機的な連携体制を継続的に構築する。	防災課
37	女性・子どもの二次 的な避難所の開設	防災計画における災害時の二次的な 避難所の継続的な運営整備をする。 (幼児避難所:区立幼稚園、児童 館、女性・子どもの避難所:男女平 等センター)	防災課
38	避難所運営における 女性等への配慮	女性をはじめLGBTQ等当事者の 視点に配慮した避難所運営を推進す るため、専用の更衣場所、トイレ、 洗濯物干し場等の設置とともに、女 性、LGBTQ等当事者の声が届き やすい環境づくりを行う。	防災課

*1

二次的な避難所とは?

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方が避難するため、区では区立小中学校等を避難所(一次避難所)として指定しています。さらに、集団生活が困難な小さな子どもや、配慮が必要な女性も安心して避難できるように、二次的な避難所として、区立幼稚園や児童館のほか、文京区男女平等センター等を活用することとしています。

(2) 防災に関する活動等への女性の参画推進

平常時の備えから初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、若年層を含む女性の参画が求められています。そのため、災害対応に関する知識の普及や防災士 資格取得者の養成、地域の防災を担う女性リーダーの育成に向けて取り組んでいきます。

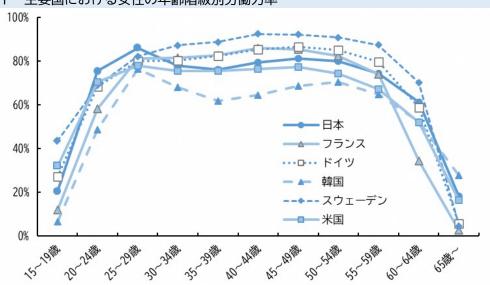
事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 29	地域における防災活 動の推進	企業や大学、町会等と連携した災害 対策や災害訓練等の活動主体に、更 なる女性参画を促す。	総務課/防災 課

Ⅲ あらゆる人の職業生活における活躍の推進 【女性活躍推進計画】

女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できる社会等を目指すことを目的とした女性活躍推進法(平成 28 (2016) 年施行)は、令和元 (2019) 年に、女性活躍に関する民間事業主の情報公表の義務が強化されるなどの改定がありました。このように、社会における女性活躍への取組の強化や機運が高まるとともに、ワーク・ライフ・バランスへの理解が進むなど、働くことに対する個人の考え方や企業の在り方について変革が求められています。

単身世帯や共働き世帯、ひとり親世帯の増加など家庭の在り方が変化する中で、これまでのように仕事優先の働き方を求めるのではなく、家事や育児、介護など多様な事情や背景を持った人が働き続け、その能力を発揮し、活躍することができるような環境を整備することが必要です。

また、多様な人材の能力活用の観点においても、女性があらゆる職業の重要な担い 手となることが求められています。働く場における男女間の均等な機会を確保する取 組を行い、働くことを希望する女性の就業を支援していきます。



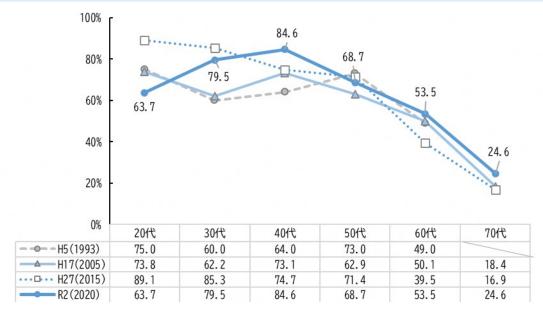
図Ⅱ-1 主要国における女性の年齢階級別労働力率

内閣府「男女共同参画白書」令和3年版

備考: 1 日本は総務省「労働職調査(基本集計)」(令和2 (2020) 年)、その他の国はILO "ILOSTAT"から 作成。いずれの国も令和元 (2019) 年の値

- 2 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100
- 3 米国の15~19歳の値は、16~19歳の値

図Ⅱ-2 文京区 女性の年代別就業率



※ R 2 の 20 代は 18 歳及び 19 歳を含む数値

H5:文京区男女共生社会に向けての区民の意識調査(平成5(1993)年2月)

H17: 文京区男女平等参画白書 文京区男女平等参画に関する区民意識・生活実態調査(平成17(2005)年3月)

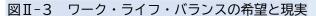
H27:文京区男女平等参画に関する区民調査(平成27(2015)年9月実施) R2:文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

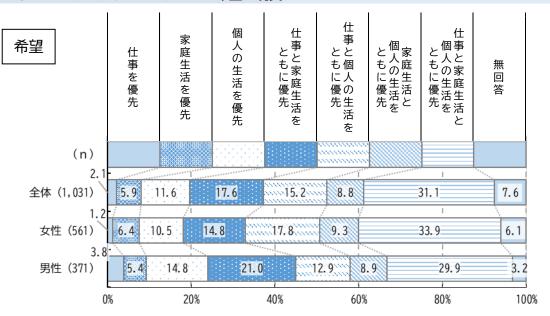
1 ワーク・ライフ・バランスの推進

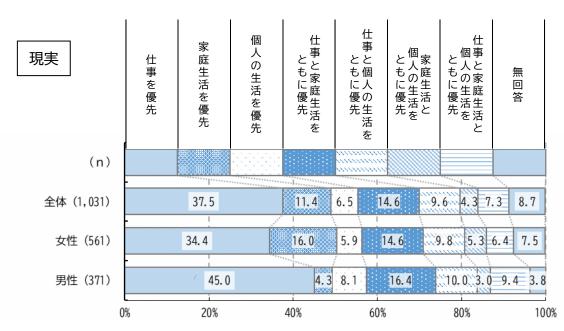
区民調査によると、生活の中での優先度として、性別を問わず、希望では「仕事と家庭生活と個人の生活をともに優先」が最も高い一方、現実では「仕事を優先」が最も高く、ワーク・ライフ・バランスでの希望と現実の乖離が生じています。(図Ⅱ-3)また、家庭における役割分担のうち、「炊事・洗濯・掃除などの家事」、「育児や子どものしつけ」、「子どもの学校行事への参加」を「主に自分」の役割と回答する女性は男性に比べて大幅に高く、新型コロナウイルス感染症の影響により家事への負担感を感じる割合も女性の方が高いことから、家庭生活の場における男性参画をより進めていく必要があります。(図Ⅱ-4、図Ⅱ-5)

文京区子育て支援に関するニーズ調査(平成 30 (2018) 年)によると、児童虐待や不適切な子育て防止のために最も効果的なこととして、就学前児童の保護者では「子育てを支援する施策の充実」、小学生の保護者では「子育てしやすい地域社会の形成」が多くなっています。(図 II-7)

区民の誰もが、自らが希望する働き方や生活スタイルを選ぶことができ、調和のとれた生活ができるように、男性の意識改革や子育て・介護等への支援を充実することが必要です。



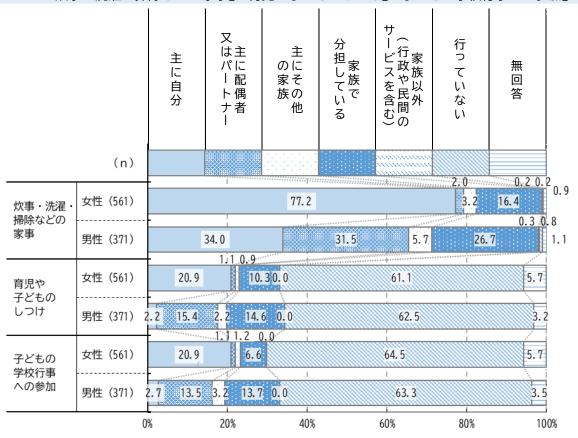




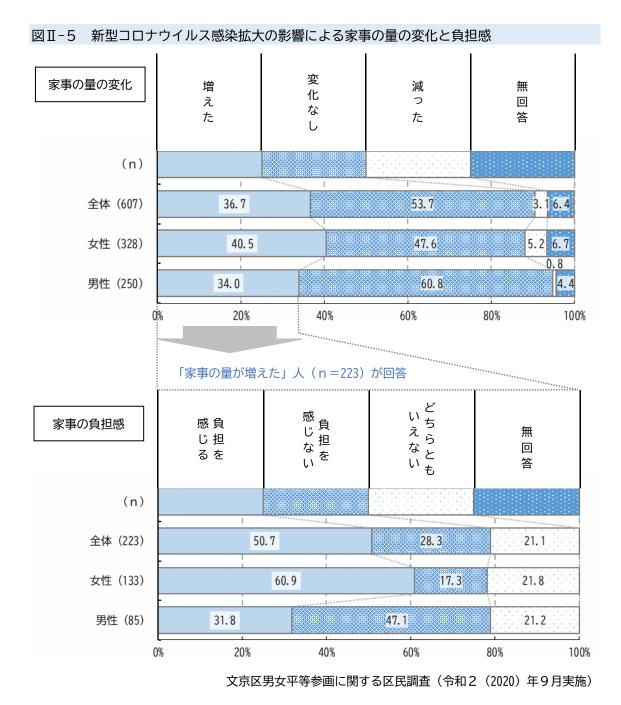
文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

図Ⅱ-4 家庭における役割分担

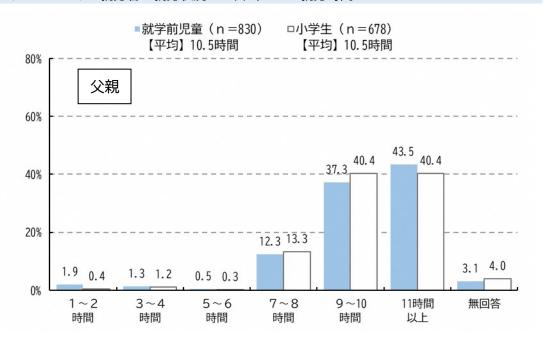
『炊事・洗濯・掃除などの家事』『育児や子どものしつけ』『子どもの学校行事への参加』

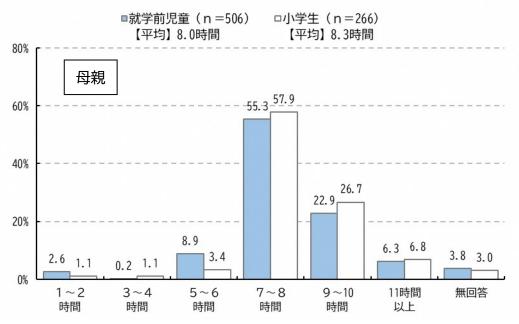


文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

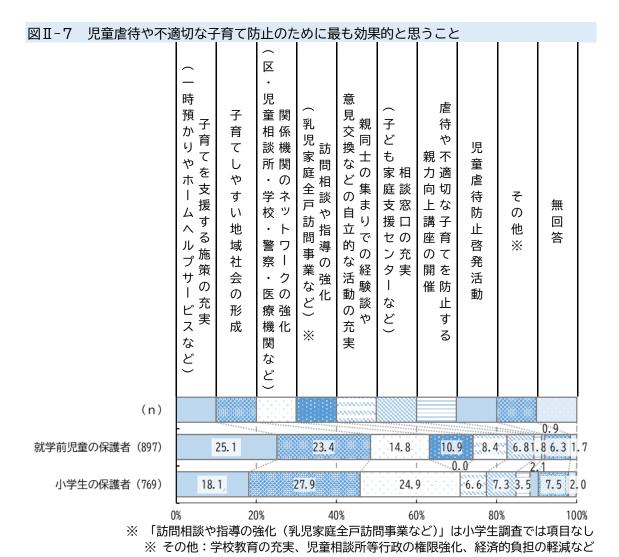


図Ⅱ-6 フルタイム就労者の就労状況の1日当たりの就労時間





文京区子育て支援に関するニーズ調査(平成30(2018)年10~11月実施)



文京区子育て支援に関するニーズ調査(平成 30(2018)年 10~11 月実施)

(1) 男性が家事・育児・介護に主体的に関わる取組の推進

性別にかかわらず、社会生活の中で自己の能力を発揮し、活躍できるようにするためには、家庭生活の負担軽減も欠かすことができません。家事・育児・介護といった家庭生活における役割は依然として女性が担っていることが多い実情を踏まえ、性別に関係なく協力して取り組んでいく必要があること、特に男性が主体性を持って関わっていく意識改革が必要であることを発信していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
39	男性の家庭生活への 参画を支援する講座 等の実施	男性が家庭生活において家事・育 児・介護などの家族としての役割を 果たせるよう支援する事業を実施す る。	総務課/幼児 保育課/健康 推進課/保健 サービスセン ター/真砂中 央図書館

事業番号	事業名	事業概要	所管課
40	両親学級の開催	初めて子どもを持つ人を対象に、親となり、ともに子育てについて、学び、考える機会として、講義・実技を実施するとともに、参加者相互の 懇談を実施する。	保健サービス センター
41	ワーク・ライフ・バ ランスに関する情報 提供・啓発	ワーク・ライフ・バランスの啓発や 情報提供を行い、区民が自分自身の 働き方を見直す機会となるような講 座等を実施する。	総務課

(2)子育てへの支援

区内保育園や子ども家庭支援センターなどと連携し、地域における子育ての支援を 充実させることにより、専門的な知識や地域でのつながりを得ながら、安心して子育 てができる環境整備を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
42	子育て情報提供の充 実	子育てに係る各種サービスについ て、分かりやすく情報提供する。	子育て支援課
43	一時保育事業	育児疲れによるリフレッシュや学校・幼稚園等の行事参加、保護者の 疾病など、多様な保育需要に対応す るため、一時保育事業を実施する。	子育て支援課 /幼児保育課
44	乳幼児及び義務教育 就学児医療費の助成	乳幼児及び義務教育就学児に係る保 険診療による医療費の自己負担分を 助成する。	子育て支援課
45	乳幼児健康診査の実 施	乳幼児の健康管理や疾病の早期発見 等、育児に必要な健康診査及び保健 指導を行う。また、生活環境や疾病 構造の変化等にあわせ、アレルギー 健診や発達健診等健康診査事業を実 施する。	保健サービス センター
46	文京区版ネウボラ事業	保健師・助産師等が産前・産後の健康や子育ての相談に応じるネウボラ相談、妊娠中の様々な不安の軽減を図る妊婦全数面接、宿泊型ショートステイ等産後ケア事業などを実施し、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を行う。	保健サービス センター

事業番号	事業名	事業概要	所管課
47	保育園の相談機能の充実	区立保育園において、「乳幼児子育園 相談」を実施する。また、各保育 が独自のメニューを設定し、行うこれで関する相談や情報といって、親子が気軽に集いて、現立の担談をである。 では、のをでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	幼児保育課
48	子育て訪問支援券事 業	満2歳未満の乳幼児がいる家庭を対象に、ベビーシッターサービスを一定の負担で利用できる「子育て訪問支援券」を交付する。	子育て支援課
49	妊産婦・乳幼児を持 つ保護者を支援する 講座等の実施	妊産婦や乳幼児の健康管理等の知識 を普及啓発するため、母親学級、離 乳食講習会、子育て支援講座、児童 館における乳幼児とその保護者を対 象とした活動等を実施する。	総務課/保健 サービスセン ター/児童青 少年課
50	区立幼稚園の預かり 保育	区立幼稚園における保育内容の充実 を図るため、幼稚園の教育課程の開 始前又は終了後及び長期休業中、区 立幼稚園全園で実施する。	学務課
51	子育てひろば事業	保護者と就学前の乳幼児が一緒に安 心して遊べる場を提供するととも に、保護者同士の情報交換や子育て に関する相談、子育て支援に関する 講習等を実施するなど、保護者への 支援を行う。	子育て支援課 /幼児保育課 /児童青少年 課
52	親子ひろば事業	3歳未満の親子が楽しく遊びながら、情報交換や仲間づくりができる場を提供するとともに、子育てに関する助言や、子ども家庭支援センターのサポートなど必要な支援につなげる。	子ども家庭支 援センター

事業番号	事業名	事業概要	所管課
53	多胎児家庭サポータ 一事業利用料助成	満3歳未満の多胎乳幼児がいる家庭を対象に、ベビーシッターや家事支援、産後ドゥーラ*1のサポートのサービスについて、利用料の一部を助成する。	子育て支援課
54	ベビーシッター利用 料助成	満2歳から満6歳になる年度の末日までの児童がいる家庭を対象に、ベビーシッターの派遣による保育サービスについて、保育利用料の一部を助成する。	子育て支援課
再掲 40	両親学級の開催	初めて子どもを持つ人を対象に、親となり、ともに子育てについて、学び、考える機会として、講義・実技を実施するとともに、参加者相互の 懇談を実施する。	保健サービス センター

*1 産後ドゥーラ … 産前産後の女性の生活や育児を、母親の気持ちに寄り添いながらサポートする人

(3) 保育環境の充実

育児をしながら家庭と仕事の両立を図るためには、保育サービスなどの支援が必要です。働きながら安心して子育てができるよう保育施設や制度の整備、適切な保育環境の充実を図ります。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
55	保育園情報の提供	仕事と家庭の調和を目指す支援として、保育事業における各園の情報提供を行う。	幼児保育課
56	保育園障害児保育	保育が必要な児童のうち、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく保育を実施する。	幼児保育課
57	区立幼稚園の認定こ ども園化	「文京区教育委員会教育指針」及び 「文京区子育て支援計画」に基づ き、校園舎の改築・改修に合わせ整 備する方針とし、その時々における 保育所待機児童数や幼稚園の充足率 等の状況、区内の地域バランス等に ついて、総合的に考慮の上、個別に 検討する。	幼児保育課/ 教育総務課/ 学務課/教育 指導課
58	地域型保育事業	保育を必要とする乳幼児を対象に、 地域型保育事業として家庭的保育事 業、小規模保育事業、居宅訪問型保 育事業を実施する。	幼児保育課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
59	病児·病後児保育事 業	病中又は病気回復期の児童を家庭で保育することが困難なときに医療機関等で一時的に預かるほか、ベビーシッターの派遣による訪問型の病児・病後児保育サービスについて、保育利用料の一部を助成する。	子育て支援課
60	育成室の整備	保護者の就労等により、放課後家庭 で保育が受けられない児童に対し、 放課後児童支援員が遊びと生活指導 を通じて子どもの成長を支援する育 成室を整備する。	児童青少年課
61	グループ保育室運営	幼稚園内のスペースに保育室を設置 し、再任用保育士等により、保育の 必要な乳児の保育を行う。	幼児保育課
62	ショートステイ事 業・トワイライトス テイ事業	保護者が病気や出産等により、緊急かつ一時的に子ども(生後60日目から小学生まで)を自宅で保育することが困難になった場合に、宿泊又は夜間の一時預かりを行う。	子育て支援課
63	ひとり親家庭への支 援	ひとり親家庭に対し、医療費助成、 ベビーシッターの派遣、移転費用等 助成、文京すまいるプロジェクト (ひとり親家庭の入居を拒まない住 宅の確保・あっせん)等、各種支援 を実施する。	福祉政策課/ 子育て支援課

(4)介護者等への支援

少子高齢化の進行や核家族、共働き世帯の増加とともに、ヤングケアラー*1の存在も含め、社会全体での介護者等への支援が求められています。家族や親族の介護は個人だけでなく社会で担う必要があるため、介護保険制度や、介護保険制度以外の取組について活用できるよう、若年層も含めた幅広い世代への周知啓発を図ります。

また、安心して介護と仕事、学業、家事などを両立できる社会を目指し、介護者等の負担や不安を軽減するような環境を整え、家庭生活・仕事等を両立できるように社会参画を促進するためのサービスを充実します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
64	介護保険サービスの 充実	高齢者が住み慣れた地域で安心した 生活が継続できるよう、介護保険制 度の周知を図り、サービスを提供す ることにより、介護者の負担を軽減 し、社会参画を促す。また、若年層 への介護保険制度や支援への取組な どの周知啓発を行う。	介護保険課
65	介護保険外のサービ スの充実	介護保険外のサービスを提供することにより、介護者の負担を軽減し、 社会参画を促す。	高齢福祉課
66	障害福祉サービス等 の充実	障害福祉サービス等を提供すること により、介護者の負担軽減や社会参 画を促す。	障害福祉課
67	障害者総合支援法・ 児童福祉法外のサー ビスの充実	障害者総合支援法・児童福祉法外の サービスを提供することにより、介 護者の負担軽減や社会参画を促す。	障害福祉課
68	ヤングケアラー支援 に向けた連携推進事 業	ヤングケアラーに直接的・間接的に 関わる福祉、介護、教育等の職員及 び専門職や地域の担い手に対し、ヤ ングケアラーに関する理解の促進を 図り、ヤングケアラーを早期把握し 適切な支援につなげる。また、ヤン グケアラー支援に関わる福祉、介 護、教育等の関係機関の相談先の周 知と各関係機関の連携強化及び支援 体制の在り方の検討体制を構築す る。	福祉政策課/ 子ども家庭支 援センター/ 教育センター

*1 ヤングケアラー … 年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護やきょうだいの世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども

2 自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進

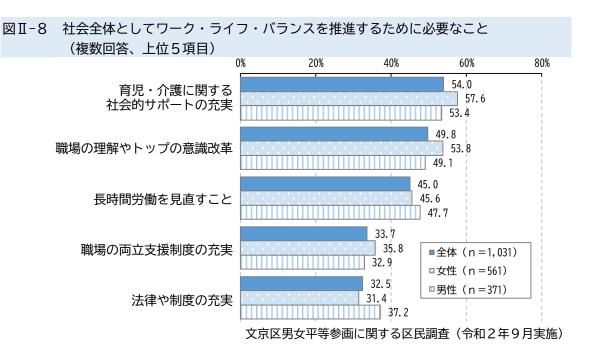
社会経済の中で女性の活躍を促進していくためには、組織のトップをはじめ、職場環境を担う全ての人が責任をもってジェンダー平等、ワーク・ライフ・バランスに取り組むことが重要です。

区民調査によると、ワーク・ライフ・バランス推進に必要なこととして、「育児・介護に関する社会的サポートの充実」が最重視され、育児休業や介護休業等取得を更に推進するには「職場に取得しやすい雰囲気があること」が求められています。(図II-8、図II-9)現在、就業している人の職場における性別での違いについての設問では、男性が育児・介護休業制度を利用しにくいと回答した割合が、女性が育児・介護休業制度を利用しにくいと回答した割合より多く、女性と同様に男性も育児・介護休業制度を利用しやすくなる取組が必要です。(図II-10)

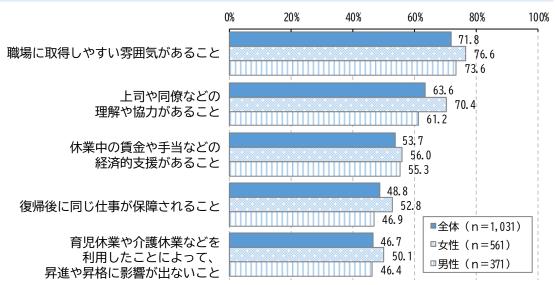
育児・介護に関する社会的なサポートの充実とともに、労働条件や職場環境、人事評価の方法の改善、上司や同僚を含めた職場理解の促進が求められています。(図II-11)

また、女性が働き続けることの意識について、「女性が男性と対等に仕事をするのは良いことだ」と男性は 70.4%、女性は 64.5%が肯定している一方、「仕事と家庭の両立のために女性の負担が増えている」も高く、特に 56.3%の女性が負担を感じています。職場における男性の長時間労働や女性の家庭内での育児・介護等の家事役割が、職場での女性の活躍を制限する要因の一つとなっていると考えられます。(図Ⅱ-12)

性別にかかわらず働きやすい職場環境をつくるために、労働条件や職場環境、人事評価の方法等の改善を事業所に働きかけていくことが必要です。

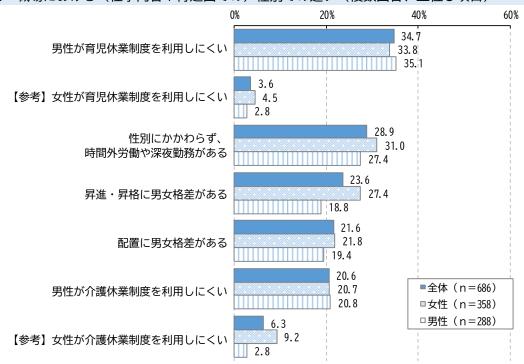


図Ⅱ-9 育児休業、介護休業等を取得しやすくするために必要なこと (複数回答、上位5項目)



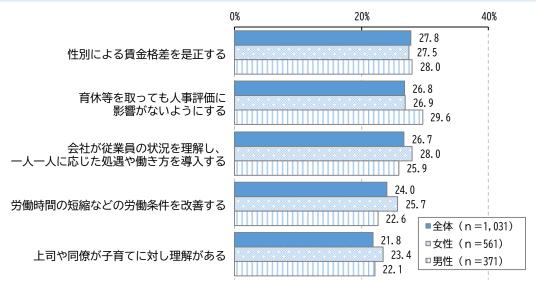
文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2年9月実施)

図Ⅱ-10 職場における(仕事内容や待遇面での)性別での違い(複数回答、上位5項目)



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

図Ⅱ-11 性別にかかわらず働きやすい職場環境をつくるために重要なこと (複数回答、上位5項目)



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

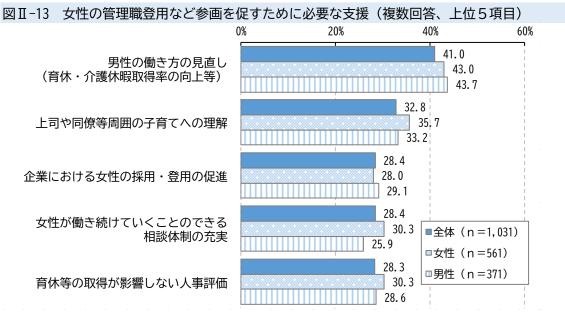
図Ⅱ-12 女性が働き続けることに対する意識(複数回答、上位5項目) 0% 20% 40% 60% 80% 65.3 女性が男性と対等に仕事をすることは 64.5 良いことだ 70.4 47.1 仕事と家庭の両立のために 56.3 女性の負担が増えている 36.7 33.9 女性が働き続けることで、男性の育児や 34.6 介護、家事などの参加が増えてきた 35.8 24.5 子育てを支援するための職場環境や社会 25.3 環境が整備されてきた 25.9 ■全体 (n = 1,031) 22.5 □女性(n=561) 女性が出産をしても働き続けることで、 19.6 男性の働き方も変わってきた □男性(n=371) 28.3

文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

(1) 働きやすい職場環境の整備・支援

長時間労働の削減や多様な働き方を取り入れるなど、労働環境の見直しが必要になっています。雇用の場(募集・採用・配置・昇進等)における男女平等を確保し、労働条件を向上させるため、経営者に対するセミナー等を通して職場環境の整備を促進します。

また、性別にかかわらず仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境が進むよう、ワーク・ライフ・バランスの実現をはじめとして事業者への働きかけと支援を行い、あらゆる機会を捉えて企業や労働者に対し、男女雇用機会均等法、労働基準法(昭和 22 年 法律第 49 号)及び女性活躍推進法の周知を図ります。



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

事業番号	事業名	事業概要	所管課
69	育児・介護休業制度 の普及・啓発	区民・区内事業者へ、男女がともに 取得できる育児・介護休業制度を普 及させるとともに、啓発する。	総務課/経済 課
70	労働相談やPR体制 の充実	経営相談や中小企業支援員による訪問相談により、雇用・労働条件の男女平等の促進に関する資料やパンフレットを活用した支援を行う。	経済課
71	労働関係セミナーの 実施	各労働行政機関と連携して、事業主 及び労働者に対して労働法規関係の セミナーを実施する。	総務課/経済 課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
72	中小企業サポートブ ックの提供	経営相談や融資、創業支援や労働に 関する相談など、中小企業向けに区 が支援する内容を分かりやすく情報 誌として提供する。	経済課
73	中小企業におけるワ ーク・ライフ・バラ ンスの推進	区内の中小企業を対象に働き方の見 直しやライフステージの変化など、 ワーク・ライフ・バランスの実現の ため、関係機関と連携してセミナー 等による情報提供を行う。	経済課
74	区の契約に男女平等 参画、女性活躍推進 の視点を盛り込む仕 組みの促進	区の契約仕様書及び指定管理者との協定書に、性別に起因する差別の解消に関して記載する。また、文京区女性のエンパワーメント原則(WEPs)推進事業所を評価(加点)する項目を設けた総合評価落札方式を実施することにより、区内事業所等の男女平等参画を推進する。	総務課/契約 管財課
75	文京区女性のエンパワーメント原則(WEPs)推進事業所の登録	UN Women(国連女性機関)と 国連グローバルコンパクトが共同作 成した女性のエンパワーメント原則 を踏まえた区独自の推進事業を実施 する。	総務課/経済 課
76	各労働行政機関との 連携	各労働行政機関と連携して、労働施 策を推進するために、文京区内にお ける雇用・労働問題に係る課題(男 女の賃金格差解消等を含む。)や地域 ニーズについて、意見交換及び協議 を行う。	経済課

(2) 女性の就労・再就職、起業等への支援

就労・再就職等を希望する女性に対して、就労に関する情報提供、労働講座の開催、 研修等への参加を促進する支援を行います。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
77	女性の就労・起業に 関する情報の提供	女性の就労の増加に対応するため、 広範な就職情報が得られるよう、 国・都の資料を活用し、公共職業安 定所との連携により情報を提供す る。	経済課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
78	就労支援機関(ハロ ーワーク飯田橋)と の連携による就職面 接会等の実施	女性の就労や再就職支援など、就労 支援機関(ハローワーク飯田橋)と 連携し、就職面接会などを実施す る。	経済課
79	創業者への支援	区内で創業を目指す方及び創業して間もない方を対象に、創業を支援するセミナーを開催するほか、受講者向けの個別相談会、交流会を行う。文京区で創業しようとする場合又は区内で創業して1年未満の場合、必要な事業資金融資を低利で受けられるよう、取扱金融機関に対して、区が融資をあっせんする。	経済課
再掲 63	ひとり親家庭への支 援	ひとり親家庭に対し、医療費助成、 ベビーシッターの派遣、移転費用等 助成、文京すまいるプロジェクト (ひとり親家庭の入居を拒まない住 宅の確保・あっせん)等、各種支援 を実施する。	福祉政策課/ 子育て支援課
再掲 70	労働相談やPR体制 の充実	経営相談や中小企業支援員による訪問相談により、雇用・労働条件の男女平等の促進に関する資料やパンフレットを活用した支援を行う。	経済課

(3) 多様で柔軟な働き方の支援

非正規による雇用が増加している中、非正規雇用者の労働条件を改善・向上するためには事業者に対する啓発などの取組が必要です。

また、労働者に対し、安心して働くことができるよう労働環境の改善や法整備について必要な情報を発信していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
80	多様な働き方や法制度の情報提供・啓発	事業者に対し、各種相談や専門家派 遣事業の補助、セミナーや広報誌等 の発行により、女性活躍推進法や労 働に関する各種法律の改正内容につ いて、関係機関と連携して周知し、 啓発を行う。	総務課/経済 課
81	非正規雇用者及び雇 用主に対する啓発の 実施	非正規雇用者の労働条件を向上し、 労働環境を整備するため、区内の非 正規雇用者や雇用主に対して意識啓 発を行う。	経済課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
82	内職あっせん相談業 務の充実	内職者の労働条件を改善し、生活を 安定させるため、家内労働法や内職 あっせん相談業務を周知・徹底す る。	経済課
再掲 41	ワーク・ライフ・バ ランスに関する情報 提供・啓発	ワーク・ライフ・バランスの啓発や 情報提供を行い、区民が自分自身の 働き方を見直す機会となるような講 座等を実施する。	総務課
再掲 72	中小企業サポートブ ックの提供	経営相談や融資、創業支援や労働に 関する相談など、中小企業向けに区 が支援する内容を分かりやすく情報 誌として提供する。	経済課
再掲 73	中小企業におけるワ ーク・ライフ・バラ ンスの推進	区内の中小企業を対象に働き方の見 直しやライフステージの変化など、 ワーク・ライフ・バランスの実現の ため、関係機関と連携してセミナー 等による情報提供を行う。	経済課

Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

性別にかかわらず、全ての人が個人として尊重され、性差等により差別的な取扱いを受けないこと、個人としてその能力を発揮する機会を確保されることなど、人権の尊重が求められています。配偶者、パートナー等からの暴力や、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントをはじめとした様々なハラスメント行為、子どもや若年層に対する暴力等の防止・根絶に向けて、個別の支援強化を図るとともに全ての暴力を許さない社会を目指していきます。

加えてこれらは、子どもや女性など立場的に弱者とされる人が被害者となるケースが多く、社会的・経済的に不安定な状況において、打撃を受けやすいことも課題となっています。家庭内など外部からは発見されにくい場で起きていることも多いため、相談体制や支援内容の周知を徹底して早急な支援につなげていきます。

また、「性と生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」は、妊娠や出産について、自らの意思で選択・決定するものであり、女性をはじめとして全ての人々の生涯にわたる心身の健康と密接に関わるものです。性別を問わず、お互いに理解し合い、人権を尊重しながら身体的・精神的・社会的な健康を維持することができるよう推進していきます。

1 配偶者等からの暴力の根絶と支援【配偶者等暴力防止基本計画】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛や休業等による生活不安やストレスから、配偶者暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されています。

区民調査によると、暴力行為を受けた経験については女性が多いものの、男性も被害を受けていることが分かります。(図Ⅲ-1)

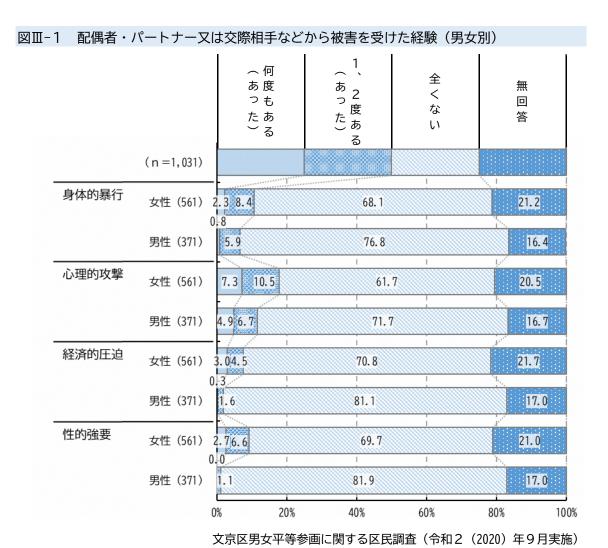
また、ドメスティック・バイオレンス(DV)*¹ 被害を受けた際、「相談したかったが、できなかった」又は「相談しようとは思わなかった」と回答した層が約6割を占めることから、どのような行為が暴力に当たるのかの周知を進めるとともに、相談をしやすい環境の整備・強化が必要です。(図Ⅲ-2)同時に、相談窓口への配慮事項として「匿名で相談ができる」「24時間相談ができる」が高いことから、秘密厳守で緊急時にも対応できる相談窓口の整備が求められています。(図Ⅲ-3)

さらに、DVは、被害者自身だけでなく、その子どもにも悪影響を及ぼすほか、次世代への暴力の連鎖の危険性も指摘されていることから、被害者が生活再建を目指す中で子どもへの支援を行う必要があります。

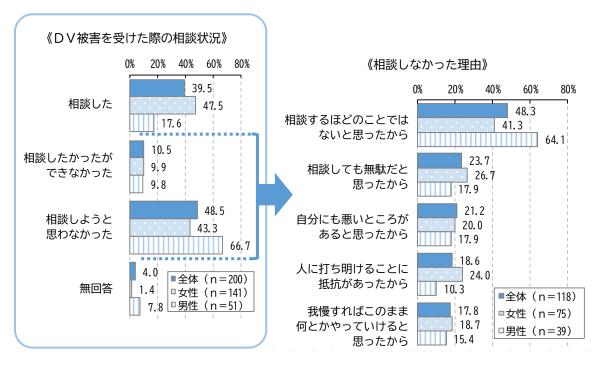
暴力防止及び被害者支援のための対策については、「家庭内であれ、暴力は犯罪であるという意識の啓発」「性別にかかわらず、いざという時に被害者が駆け込める緊急避難所(シェルター)の整備」が重視されています。(図Ⅲ-4)DVに関する啓発活動を更に充実させるとともに、関係機関と連携しながら、被害者への支援体制の一層の

強化に取り組むことが必要です。

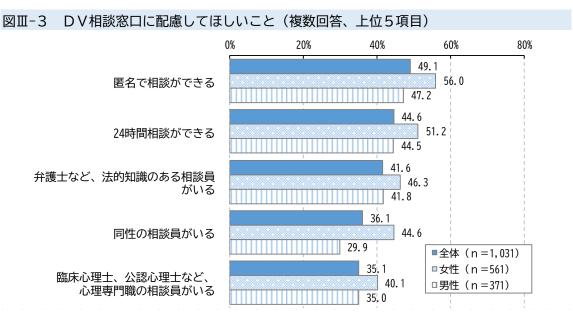
*1 ドメスティック・バイオレンス(DV) … 英語の「Domestic Violence」をカタカナで表記した もの。略して「DV」。用語については、明確な定義はないが、日本では 「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」 という意味で使用されることが多い。



図Ⅲ-2 DV被害を受けた際の相談状況(複数回答)と相談しなかった理由 (複数回答、上位5項目)

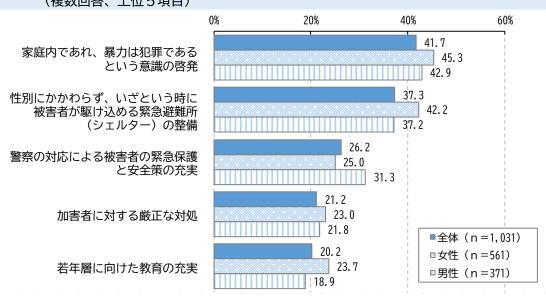


文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

図Ⅲ-4 DVに対する防止対策や被害者支援として特に充実すべきもの (複数回答、上位5項目)



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

図Ⅲ-5 認知している公的なDV相談機関(複数回答) 20% 40% 60% 80% 58.5 60.1 警察(生活安全課等) 12.8 女性の人権ホットライン(法務局) 15.9 10.2 12.2 12.3 文京区男女平等センター相談室 13.5 10.8 13.0 9.2 文京区の女性相談(生活福祉課) 12.5 東京ウィメンズプラザ 東京都女性相談センター 文京区配偶者暴力相談支援センター その他 ■全体(n=1,031) 26.7 27.1 どれも知らない □女性(n=561) 28.6 □男性(n=371) 7.8 無回答

文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

(1) 配偶者等からの暴力の防止と啓発

配偶者、パートナー等からの暴力の防止と根絶に向けては、加害者にも被害者にもならないために、暴力がいかなる場合においても許されない行為であり、人権侵害であることを若年層含め幅広く周知・啓発していきます。また、区職員・教職員等の意識を高めるとともに、担当職員の研修受講等により、早期の対応や専門的な支援につなげるための人材育成を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
83	DV防止に向けた意 識啓発の推進	DVに関する認識を深めるための情報収集と提供に努めるとともに、根絶に向け区報、啓発誌等を通じてあらゆる世代に意識啓発を行う。	総務課/教育 指導課
84	区職員・教職員等への周知・研修	区職員や教職員の、DV(デートD V、同性間DVを含む。)に関する認 識を深めるとともに、専門的な研修 の受講等により婦人相談員等関係職 員のスキルアップを図る。また、乳 幼児や学齢期の子育て環境における 事象対応について見識を深める。	総務課/生活 福祉課/幼児 保育課/教育 指導課
85	暴力の根絶を訴える 事業の実施	区内関係機関と連携し、「女性に対する暴力撤廃の国際デー」に寄せて暴力の根絶を訴える事業を実施する。	総務課
86	女性の人権ホットライン、女性に対する 暴力を無くす運動の 周知	女性をめぐる様々な人権問題の解消 を図るための人権相談や強化週間の 実施による周知啓発をする。	総務課

(2)早期発見と相談体制の充実

配偶者暴力相談支援センターや関係課との連携、相談体制の充実を図ることによって、相談につながりやすい環境づくりを行い、被害の潜在化の防止や早期発見を目指します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
87	配偶者等からの暴力 の防止関係機関等の 連携	DV被害者の要望に迅速かつ的確に 対応するために、関係機関連絡会を 開催し、連携を深める。(ストーカー 規制法なども対応する。)	総務課/生活 福祉課
88	DV被害者への支援 策の周知	区報や印刷物等により、DV被害者 の相談窓口及び支援策等を周知す る。	総務課
89	配偶者等からの暴力 に関する相談事業の 強化	配偶者、パートナー等からの暴力に 関する相談窓口としての相談体制を 強化する。	生活福祉課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
90	相談事業の連携	配偶者、パートナー等からの暴力に 関し、複雑・多様化する被害への対 応を適切に行うため、生活福祉課、 子ども家庭支援センター等が連携 し、相談体制の充実を図る。	総務課/生活 福祉課/子ど も家庭支援セ ンター/教育 センター
91	配偶者暴力相談支援 センター機能の充実	配偶者暴力防止法で努力義務とされ た、配偶者暴力相談支援センター機 能の充実を図る。	総務課/生活 福祉課

(3)被害者の保護から自立・生活再建までを支援する体制の整備

被害者が暴力から逃れ、新しい生活を始めることができるよう、安全を確保した上で、就業、住居の確保など自立・生活再建をするための必要な支援を進めていきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
92	被害者への支援	被害者に対し、加害者からの安全の 確保並びに今後の自立に向けた生活 に必要な制度及び具体的な支援策の 情報提供を行う。	生活福祉課
93	母子・女性緊急一時 保護事業の実施	夫の暴力からの避難等で緊急に施設での保護が必要な母子又は女性を、一時的に母子生活支援施設等に入所させて、必要な保護と相談、援助等を行い、その自立への措置を講ずるまでの応急的な対応を図る。	生活福祉課
94	被害を受けた子ども への支援	関係機関と連携して、DV被害者の子どもを含め、被害を受けた子どもを支援する。	生活福祉課/ 幼児保育課/ 子ども家庭支 援センター/ 教育指導課
95	被害者の自立支援	暴力に関する理解を深め、日常生活、就業、住居等においての二次被害の防止に配慮しながら、関係機関と連携して、被害者の自立を支援する。	生活福祉課
96	犯罪被害者支援ネッ トワークとの連携	性犯罪や配偶者、パートナー等から の暴力の犯罪被害相談が増加傾向に あるため、各警察、都及び犯罪被害 者支援ネットワーク等と連携し、犯 罪被害者への適切な支援を図る。	総務課

(4) 児童等への虐待の防止と支援

児童等への虐待については、配偶者等からの暴力を目撃することがその子どもにも 悪影響を及ぼすことも含めて、DV防止策と合わせて関係機関と連携していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
97	児童虐待防止対策の 充実	要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図る。また、児童虐待防止に関する啓発活動を行う。	子ども家庭支 援センター
98	乳幼児家庭支援保健 事業	乳幼児健診やこんにちは赤ちゃん訪問事業等により、子育ての困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援を行う。	子ども家庭支 援センター/ 保健サービス センター
再掲 94	被害を受けた子ども への支援	関係機関と連携して、DV被害者の 子どもを含め、被害を受けた子ども を支援する。	生活福祉課/ 幼児保育課/ 子ども家庭支 援センター/ 教育指導課

2 あらゆる暴力の根絶

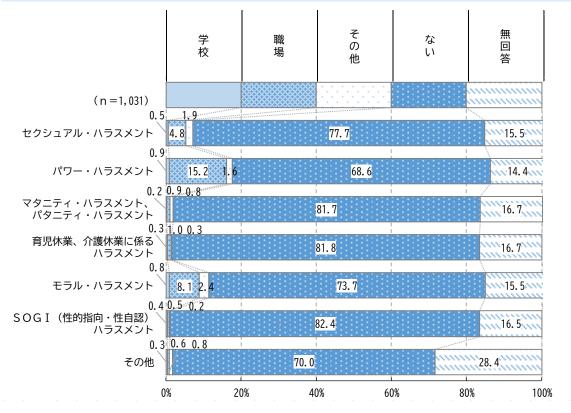
身の回りで起こっている暴力は、DVだけではなく、交際相手からの暴力(デート DV)、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ(パタニティ)・ハラスメント、スクール・ハラスメント、ストーカー、レイプ、援助交際を含む売買春、児童虐待などがあります。就職活動中の学生等に対するセクシュアル・ハラスメントなども、近年新たに問題視されており、社会変化に合わせて柔軟に対応していく必要があります。

区民調査によると、ハラスメントの多くは、職場で発生していることが分かりました。職場におけるハラスメント防止策の推進等、更なる対応が必要です。(図III-6)

また、ハラスメントを受けた際、女性は、「相談しても無駄だと思った」「我慢すればこのままなんとかやっていけると思った」等、被害を受けても抱え込む傾向にあります。一方、男性は、「相談することで不利益な扱いをされると思った」「相談できる人がいなかった」等、相談したくてもできない状況下に置かれている傾向にあります。(図Ⅲ-8)こうした点や、性自認及び性的指向についての理解不足や偏見による「SOGIハラ」、「アウティング」の防止も踏まえて、職場環境の改善のための取組を進め、性別にかかわらず気軽に相談ができる相談体制の充実や、その周知・啓発を充実させていくことが必要です。

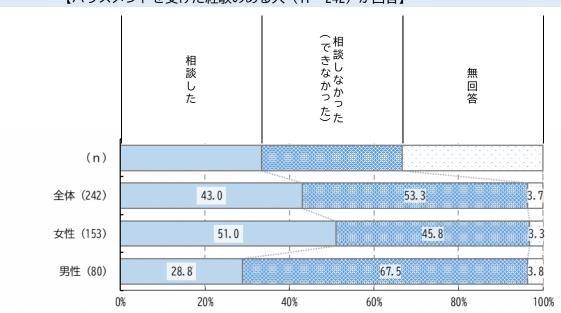
身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています。(図Ⅲ-9)さらに、インターネットの普及により、SNS等への悪質な書き込み、インターネット上でのいじめ、差別等の行為による人権侵害が生じています。情報の送り手と受け手が、正しい判断と意思表示をすることができるように、メディア・リテラシー向上に向けた意識啓発が必要です。





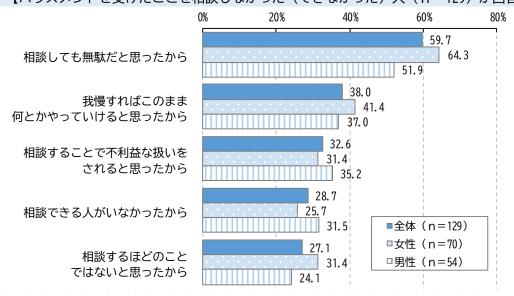
文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

図Ⅲ-7 各種ハラスメントを受けた際の相談状況 【ハラスメントを受けた経験のある人(n=242)が回答】



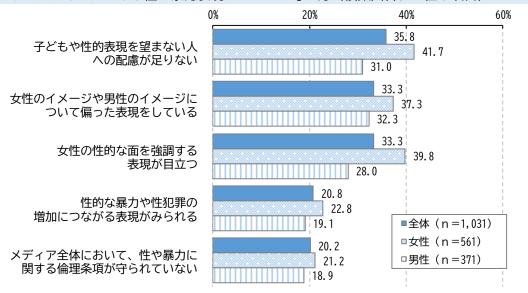
文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

図Ⅲ-8 相談しなかった(できなかった)理由(複数回答、上位5項目) 【ハラスメントを受けたことを相談しなかった(できなかった)人(n=129)が回答】



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

図Ⅲ-9 メディアにおける性や暴力表現についての考え方(複数回答、上位5項目)



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

(1)子ども・若年層に対する暴力の根絶に向けた対応

子どもに対する暴力については、身近な者からの被害は特に潜在化・深刻化しやすく、成長過程における心身に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。子どもたちが悩みや相談を訴えることができる環境づくりを行うとともに、適切な対応を図ることができるよう、教育機関を含め関係各課等の支援体制を整備していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
99	子どもの性被害等の 暴力に関する相談等 に伴う関係機関との 連携	学校等において、子どもの性被害等の暴力に係る相談等を受けた場合には、適切な部署や機関へつなぎ、連携を図って対応する。	子ども家庭支 援センター/ 教育指導課/ 教育センター
100	若年層に対するデートDV防止に関する 周知及び意識啓発の 推進	デートDVについて、若い世代を中 心に広く区報や講座等で周知啓発す る。	総務課/教育 指導課
101	子ども・若年層に対 する性暴力に関する 意識啓発の推進	子ども・若年層に対し、性暴力防止 に向けた意識啓発を行う。	総務課/教育 指導課
102	セクシュアル・ハラ スメント、スクー ル・ハラスメント、 マタニティ・ハラス メント等に関する意 識啓発の推進	働く場だけでなく、学校・地域等に おけるセクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等についても 認識を深め、防止に向け意識啓発を 行う。	総務課/経済 課/教育指導 課/教育セン ター

(2)様々なハラスメントや暴力の防止・対応

日常生活の中で、誰もが遭遇する可能性のある人権侵害に対して、人権尊重の視点に立って啓発するとともに、対応策や防止策については、他機関と連携して整備します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
103	ストーカー防止に関する意識啓発の推進	ストーカー防止に関する認識を深めるため、意識啓発を行うとともに、 庁内・警察等関連機関との連携を図る。	総務課/生活 福祉課
再掲 96	犯罪被害者支援ネッ トワークとの連携	性犯罪や配偶者等暴力等の犯罪被害相談が増加傾向にあるため、各警察、都及び犯罪被害者支援ネットワーク等と連携し、犯罪被害者への適切な支援を図る。	総務課
再掲 102	セクシュアル・ハラ スメント、スクー ル・ハラスメント、 マタニティ・ハラス メント等に関する意 識啓発の推進	働く場だけでなく、学校・地域等に おけるセクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等についても 認識を深め、防止に向け意識啓発を 行う。	総務課/経済 課/教育指導 課/教育セン ター

(3) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応

女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えて作られる商品や提供されるサービス、メディアにおける性・暴力表現は、男女平等参画社会の形成を大きく阻害するものです。その観点から、関係機関・団体等と連携して、児童の権利の保障や青少年を取り巻く有害環境を無くすための広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
104	青少年を取り巻く有 害環境の排除	東京都条例に基づく、青少年の健全 育成を阻害するおそれのある有害な 図書類・ビデオ類の販売やレンタル の自主規制を、区内の各店舗に対し て要請する。 また、テレビ、インターネット等の メディアに対し、青少年に好ましく ない番組放送等の自主規制を要請す る。	児童青少年課
105	消費者啓発・教育の 推進と契約等に係る 相談への対応	情報誌や研修会の中で情報提供を行うとともに、当初に意図していない 契約の相談には、適切な窓口を案内 するなど、迅速に対応する。	経済課
再掲 10	男女平等参画啓発事 業の充実	講演会、セミナー等の実施、啓発誌 の発行及び区ホームページによる情 報提供の充実によって、男女平等参 画意識の普及・啓発を図る。	総務課
再掲 15	メディア・リテラシ 一の育成	学校教育や生涯学習の場を通じ、人 権尊重や男女平等の視点に立ち、情 報を主体的に読み解き、自ら発信す る力を育成する講座等を実施する。 また、SNSの適切な利用方法など の啓発を行う。	総務課/教育 指導課

3 生涯を通じた健康支援

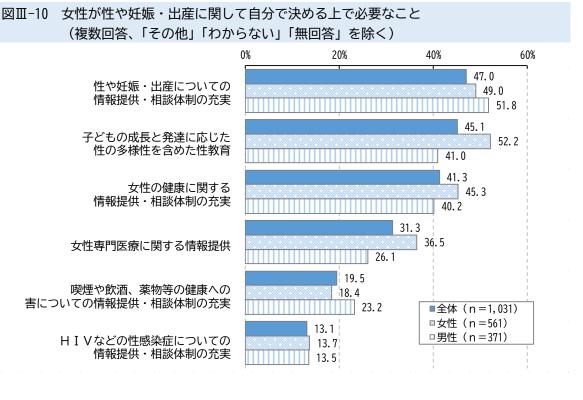
男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女平等参画社会の形成に当たっての大前提となります。

区民調査によると、女性が性や妊娠・出産に関して自分で決める上で必要なこととして、「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」(47.0%)が最も高く、次いで「子どもの成長と発達に応じた性の多様性を含めた性教育」(45.1%)となっています。(図Ⅲ-10)

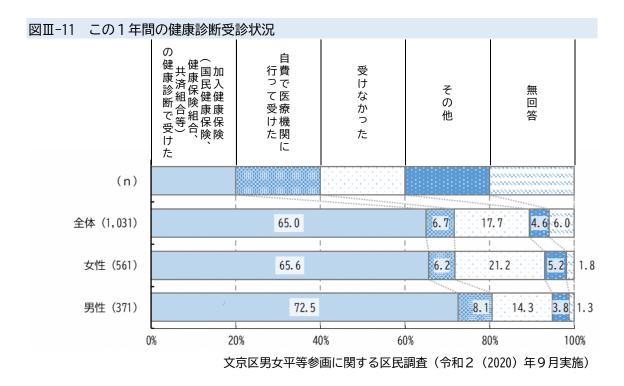
性別に関わりなく、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する知識・情報や発達段階に応じた性教育、妊娠・出産、不妊、避妊・中絶、思春期や更年期の健康問題等、自分らしく生きるために誰もが正しい知識や情報を得て、理解を深めることが求められます。

また、最近1年間における健康診断の受診状況は、「加入健康保険(国民健康保険、健康保険組合、共済組合等)の健康診断で受けた」が65%の一方、「受けなかった」が17.7%となっています。(図Ⅲ-11)

性別にかかわらず幅広い年代の全ての人に対し、心身ともに健康を維持していくための支援を充実させることが必要です。



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)



(1)性と生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及・啓発

女性は、年代に応じて心身の状況が大きく変化する特性があり、特に妊娠・出産は 女性の健康にとっての大きな節目であること、その身体的影響を男女ともに十分に理 解していくことが重要です。

女性が自らの健康に関して適切な情報を得ながら、自らの意思に基づいて妊娠・出産を決定し、安心して子どもを産み育てることができるように、性別に関わりなく、性感染症予防等の健康管理をはじめ、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識・啓発を進めます。

また、子どもを望む家庭の心理的・経済的負担を軽減するため、不妊治療費の助成や周囲への理解促進を図っていきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
106	セクシュアル・リプ ロダクティブ・ヘル ス/ライツに関する 啓発の促進	セクシュアル・リプロダクティブ・ ヘルス/ライツに関する意識啓発 や、保健医療の視点での妊娠や出 産、思春期の身体や健康についての 普及・啓発を行う。	総務課/健康 推進課

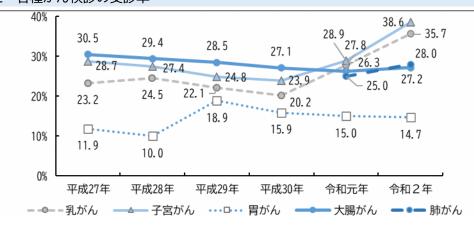
事業番号	事業名	事業概要	所管課
107	妊娠・産じょく期の 支援	妊娠・出産などの機能を持つ観点から、母体保護を徹底するため、保健 指導、妊婦健康診査、ネウボラ面接 などの様々な機会を活用し、啓発と 健康管理を行うとともに、宿泊型ショートステイなど産後ケア事業を実 施する。	健康推進課/ 保健サービス センター
108	エイズ・性感染症対 策の推進	エイズ・性感染症検査及び相談等を 実施する。また、年2回感染症予防 対策としてエイズ展を開催し、広く 区民に対して、HIV感染とAID Sについての正しい知識と理解を促 す。	予防対策課 <i>/</i> 保健サービス センター
109	不妊治療の支援	子どもを望む家庭の経済的負担軽減 のため、不妊治療費の助成等を行 う。	健康推進課

(2) 保健指導・健康診査の充実

生涯にわたって女性も男性も健康に暮らすことができるように、保健指導や健康診 査等を通じた健康支援を行います。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
110	健康増進に関する保 健指導及び啓発活動 の充実	性差やライフステージに対応した健 康保持・増進のため、健康講座等を 開催する。	保健サービス センター
111	健康診査の実施	ライフステージに応じた健康診査を 実施する。また、早期発見・早期治 療を推進するために、各種がん検診 を実施する。	健康推進課/ 保健サービス センター

図Ⅲ-12 各種がん検診の受診率



令和3年度 「文の京」総合戦略進行管理戦略点検シート

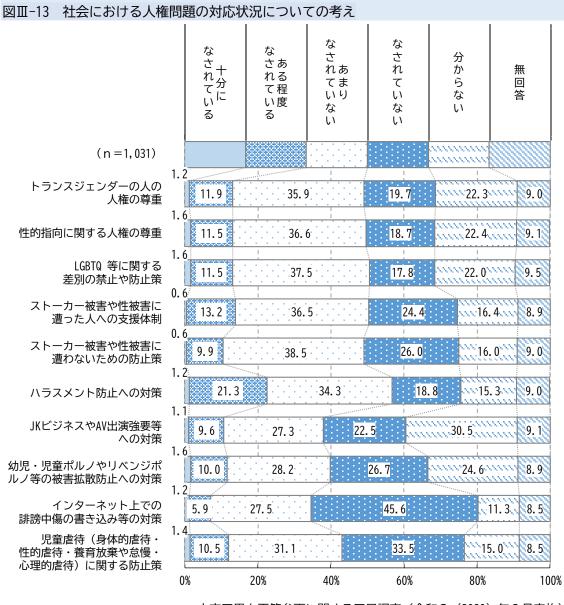
4 人権の尊重と自立への支援

区民調査によると、社会における人権及び人権に関する問題について、「インターネット上での誹謗中傷の書き込み等の対策」や「児童虐待(身体的虐待・性的虐待・養育放棄や怠慢・心理的虐待)に関する防止策」がなされていないという点が問題視されており、インターネットが広く普及する中で、利用者のモラルやマナーの改善・周知が求められています。(図Ⅲ-13)

また、児童虐待については、被害を受けた子どもへの支援体制をより強化するとと もに、児童虐待の防止策に一層力を入れていく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、女性が多くを占めている非正規労働者の雇用が失われるなど、ひとり親、単身女性等が貧困などの生活上の困難に陥りやすくなっています。

人権尊重という視点にとどまらず、誰もが自らの希望に応じた形で社会生活をおくることができる社会を構築するという視点から、経済的・社会的に弱い立場の人への支援を充実させることが必要です。



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)

(1) 啓発・相談機能の充実

あらゆる差別や偏見を無くし、人権を尊重するための啓発活動を進めます。

少子高齢化や急速な社会情勢の変化の中、人々のライフスタイルも多様化しています。様々な悩みや諸問題を解決し、相談者を支援するため、各種相談機関等と連携を取りながら、相談機能の充実を図ります。

事	業番号	事業名	事業概要	所管課
	112	人権を尊重する意識 の啓発	人権に関する認識を深めるための情 報収集及び提供に努めるとともに、 人権週間を中心に啓発活動を行う。	広報課/総務 課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
113	各種相談業務の充実	相談者の抱える問題を解決するため に、各種相談業務の充実及び連携を 図る。	関係課
114	子どもの最善の利益 を守る法律専門相談	18 歳未満の子どもとその養育者を対象として、養育等(離婚や養育費、子どもとの面会交流を含む。)子どもの利益を守るための法律的な相談に対して、専門の弁護士がアドバイスを行う。	子ども家庭支 援センター
115	相談担当者への啓発 及び研修の実施	相談担当者や相談員が男女平等参画 の視点に配慮した対応に応じること ができるよう啓発するとともに、ス キルアップを図るため研修を行う。	関係課
再掲 31	男女平等センターに おける相談事業の充 実	パートナーや親子などの家族関係、 職場や地域での人間関係、自分自身 の生き方、性的指向や性自認に起因 する問題など、様々な問題につい て、専門のカウンセラーによる相談 を行う。	総務課

(2) 貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備

ひとり親へのセーフティネットの機能として、子どもの貧困への支援や、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困の連鎖を断ち切るための取組が重要です。また、長期的な展望に立って、ひとり親を含む生活困窮者等の就労を支援することも必要不可欠です。

さらに、貧困は、病気や事故、家庭の暴力、劣悪な労働条件、障害があること、外国籍であること、LGBTQ等当事者であることなど、複数の困難が相互に絡みあって起きることが分かっており、これらの要因が更に貧困を深刻化させることもあり、困難は一つではないことが、この問題を複雑にしています。

このため、男女平等参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人が安心 して暮らせる環境整備を進める必要があります。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
116	母子及び父子福祉資 金の貸付の実施	母子及び父子世帯の経済的自立を図 り、安定した生活を送るため、目的 に応じた資金の貸付けを実施する。	生活福祉課
117	母子生活支援施設の 利用の確保	現在の施設利用に係る協定世帯数を 確保しつつ、需要等の状況を見極め ながら、広域利用による契約世帯の 開拓を行う。	生活福祉課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
118	母子家庭及び父子家 庭自立支援事業の実 施	児童扶養手当受給の同様の所得水準 にある母子家庭及び父子家庭の親 で、資格・技能を習得し、自立の促 進を図るために、母子家庭及び父子 家庭の就業支援施策の一環として給 付金を支給する。	生活福祉課
119	子どもの貧困対策	子どもの将来が生まれ育った環境に 左右されることがないよう、また、 貧困が世代を超えて連鎖することが ないよう、子どもの貧困対策を推進 する。	子育て支援課
再掲 19	性自認・性的指向に 関する相談場所・情 報共有の場の提供	当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供する。 性自認・性的指向に関する相談場所を提供する。	総務課
再掲 63	ひとり親家庭への支 援	ひとり親家庭に対し、医療費助成、 ベビーシッターの派遣、移転費用等 助成、文京すまいるプロジェクト (ひとり親世帯の入居を拒まない住 宅の確保・あっせん)等、各種支援 を実施する。	福祉政策課/ 子育て支援課
再掲 68	ヤングケアラー支援 に向けた連携推進事 業	ヤングケアラーに直接的・間接的に 関わる福祉、介護、教育等の職員及 び専門職や地域の担い手に対し、ヤ ングケアラーに関する理解の促進を 図り、ヤングケアラーを早期把握し 適切な支援につなげる。また、ヤン グケアラー支援に関わる福祉、介 護、教育等の関係機関の相談先の周 知と各関係機関の連携強化及び支援 体制の在り方の検討体制を構築す る。	福祉政策課/ 子ども家庭支 援センター/ 教育センター
再掲 113	各種相談業務の充実	相談者の抱える問題を解決するため に、各種相談業務の充実及び連携を 図る。	関係課

IV 推進体制の整備

文京区男女平等参画推進条例では、区と区民、事業者が主体的に、協働して男女平 等社会の実現に向けて取り組むことが義務付けられています。

区は、国や都、大学、企業、民間団体等と連携し、計画の推進を図るとともに、区 職員の意識啓発を進めていきます。

1 庁内等推進体制の整備・充実

区では、平成 25 (2013) 年 11 月、「男女が、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、互いの違いや多様な生き方を尊重する社会を次世代につなぐために、区民一人ひとりが互いの人権を尊重し、いきいきと暮らせる男女平等参画社会の実現」を目指して、文京区男女平等参画推進条例を制定しました。

この条例により、区が率先してジェンダー平等の視点を踏まえた施策・事業を展開することで、区における男女平等参画の機運を更に高めていくことが求められます。

本計画は、主管課のみならず、教育、保健、福祉、防災等、区政の全ての課が関わるものであり、計画の実効性を高めていく視点から、庁内等での推進体制を充実することが必要です。

また、全ての区職員に対して、より一層のジェンダー平等意識を浸透させていくことが必要です。

(1) 文京区男女平等参画推進条例の推進

男女平等参画を推進していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定 的な役割の意識及び性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等の意識 の形成を課題として、政策を展開していくために、条例について更なる周知に取り組 みます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
120	文京区男女平等参画 推進条例の周知	文京区男女平等参画推進条例につい て、あらゆる機会を捉え周知を行 う。	総務課

(2)計画の推進と評価体制の確立

全庁を挙げて総合的に男女平等参画を推進し、計画事業について男女平等参画の視点から推進状況の評価を行います。また、区民や関係団体の代表等による文京区男女平等参画推進会議において、この計画の進捗状況を第三者の立場から客観的に評価し、取組の改善につなげます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
121	男女平等参画推進会 議の運営	男女平等参画推進のため、学識経験 者及び区民が提言し、計画の推進を 評価する男女平等参画推進会議を運 営する。	総務課
122	男女平等参画推進委 員会の運営	全庁的な組織である男女平等参画推 進委員会の運営を通して、男女平等 参画を総合的に推進する。	総務課
123	男女平等推進委員連 絡会の運営	職層・職域を問わず各課1人以上の 推進委員を配し、男女平等参画推進 条例に基づく実務的な推進を図る。	総務課/全課
124	計画評価と重点項目 の指定	男女平等参画を全庁的に推進するため、各所管課の事業について、推進 状況を把握する評価方法を検討する とともに、重点項目を指定し、計画 の推進を図る。	総務課
再掲 17	男女平等参画推進計 画推進状況評価報告 書の作成	文京区における男女平等参画の推進 状況を明らかにし、男女平等参画社 会に関する理解と関心を深め、計画 の実現に向け推進していく、男女平 等参画推進計画推進状況評価報告書 を作成する。	総務課

(3) 区職員への意識啓発及び人材育成

区職員への啓発を行い、ジェンダーに敏感な意識の浸透を図ります。

また、男女の均等待遇はもちろんのこと、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ (パタニティ)・ハラスメントの防止に向けた対応や育児・介護休業の取得促進についても、一事業主として区内の企業や団体等のモデルになるよう取り組みます。女性職員の管理職への積極的な登用を図るため、出産・子育てをしながらキャリアを形成していくイメージ・意欲を持てるよう、ロールモデルとなる人材の育成とその紹介を進めるとともに、性別にかかわらず、全ての職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、職場の働き方の改革、職員の勤務状況の改善、休暇の取得促進などの具体的な取組を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
125	区職員に対する意識啓発の推進	区職員に対し、男女平等意識、性的 指向や性自認の啓発やハラスメント 防止のための研修を実施するととも に、男女平等参画に関する講座等へ の参加を働きかける。区職員が各自 の担当している職務に、男女平等参 画の視点を取り入れて施策を展開で きるよう啓発する。	総務課/職員課
126	職務分担における固 定的性別役割分担の 是正	性別にとらわれず、それぞれの能力 を発揮できる職務の分担を行う。	全課
127	印刷物におけるイラ スト等への男女平等 参画の視点の盛り込 み	区で発行する新聞、冊子、ポスター、チラシ等のイラスト、写真、キャッチフレーズは、性別に関する差別・偏見がないように掲載する。	全課
128	区職員に対する育 児・介護休業制度の 普及・啓発	男女が対等に取得できる育児・介護 休業制度を普及し、啓発する。ま た、育児休業等を取得することがで きる男性職員に対しては、所属長か ら取得について勧奨を行うほか、職 場の職員もサポートを積極的に行う ものとする。	職員課
129	セクシュアル・ハラ スメント、マタニティ(パタニティ)・ ハラスメント防止策 の充実	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ(パタニティ)・ハラスメント相談員の資質を向上し、相談機能を充実するとともに、ハラスメント防止に向けた啓発を実施する。 なお、区の取組が区内企業等のモデルとなるよう努める。	職員課
130	女性職員の管理職等 への登用推進	職場における女性管理職など指導的 立場の職員を増やすとともに、自ら のキャリアプランを考えるためのキャリアアップ研修を実施する。	職員課

(4) 苦情申立制度の運用

区が関与する男女平等参画に関する施策に関しての苦情について、文京区男女平等 参画推進会議において、関係機関や救済機関を紹介するとともに、申立てに対する意 見聴取や一定の見解を表明します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
131	苦情申立制度の運用	区が関与する男女平等参画の推進に 関する施策に係る苦情申立てについ て、文京区男女平等参画推進会議で 調査し、審議する。	総務課

2 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携

区民調査によると、女子差別撤廃条約の認知度(「内容を知っている」と「聞いたことはあるが、内容は知らない」の合計)は 61.2%、SDGs(持続可能な開発目標)の認知度は 47.7%となっています。

SDGsの目標5では「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられており、「すべての女性と女の子に対するあらゆる差別をなくす」「政治や経済や社会のなかで、何かを決めるときに、女性も男性と同じように参加したり、リーダーになったりできるようにする」等、様々な分野での達成を目指しています。

また、ジェンダー平等は、SDGsの全ての目標を進める上でも重要であるとされています。

こうしたジェンダー平等に関する国際的な取組を理解するための意識啓発を行い、 区・区民・事業者がそれぞれの立場から、男女平等参画について「地球規模で考え、 足元から行動する」流れを創り出していくことが必要です。

(1) 国際社会の取組との連携

ジェンダー平等に向け、関連の深い条約や国際規準について、幅広く区民の理解を 深めるための情報提供や取組等を積極的に行うとともに、国際機関との連携に努め、 諸外国の取組を通じて理解促進を図ります。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
132	UN Womenと の連携	UN Women(国連女性機関)日本事務所と連携して、ジェンダー平等推進に向けて取り組む。	総務課
133	国際機関との連携協力	国連機関やNGO、大使館等との連携に努め、ジェンダーの視点を通じ 国際理解の促進を図る。	総務課/アカ デミー推進課

(2) 国連持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)、女性のエンパワーメント原則 (WEPs)*1の周知・推進

2015年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ等の国際的な取組を踏まえ、国際社会の一員として、ジェンダー平等に向けた地域レベルでの取組による国際貢献に努めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
134	国連持続可能な開発 のための 2030 アジ ェンダ(SDGs) の周知	SDGsでは持続可能な開発のための 17 項目を示している。このうち第 5項目はジェンダー平等であり、持 続可能な開発の視点でのジェンダー 平等を周知していく。	企画課/総務課
再掲 75	文京区女性のエンパ ワーメント原則(W EPs)推進事業所 の登録	UN Women(国連女性機関)と 国連グローバルコンパクトが共同作 成した女性のエンパワーメント原則 を踏まえた区独自の推進事業を実施 する。	総務課/経済課

(3) 国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化

法や制度の整備、政策の充実などを国や都へ要望します。あわせて、国・都等公共 機関との共催事業等を通して、法や制度の周知・徹底を図ります。

また、大学・企業・民間団体との連携を深め、男女平等参画に資する取組の協働体制を確立するとともに、科学技術・学術における男女平等参画の推進、国際的な協調及び貢献への周知を図ります。

	の利用で図りあり。	-t- 11/ 10x	
事業番号	事業名	事業概要	所管課
135	国・都・他自治体と の連携	国や東京都、他自治体の動向や情報 の収集に努め、国・都への要望をは じめ連携強化を図る。	総務課
136	公共機関との連携の 強化	国・都等の公共機関とセミナーの共 催等を通して、法や制度の周知・徹 底を図る。	総務課
137	大学・企業・民間団 体との連携の強化	男女平等参画に資する取組をしている大学・企業・民間団体との連携と協力を強化する。	アカデミー推 進課
再掲4	女子生徒・学生のS TEM教育の充実	女子中高生・女子学生の理系分野へ の進路選択に資する内閣府の理工チャレンジへの協力や、区内大学との 連携による理系分野の学習機会を提 供する。	総務課/教育 指導課/教育 センター
再掲 35	災害時における妊産 婦・乳児救護所の開 設	地域防災計画において、災害時に妊 産婦や乳児が避難する専用の妊産 婦・乳児救護所の設置を行う。	防災課
再掲 75	文京区女性のエンパ ワーメント原則(W EPs)推進事業所 の登録	UN Women(国連女性機関)と 国連グローバルコンパクトが共同作 成した女性のエンパワーメント原則 を踏まえた区独自の推進事業を実施 する。	総務課/経済 課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 85	暴力の根絶を訴える 事業の実施	区内関係機関と連携し、女性への暴力撤廃国際デーによる暴力の根絶を 訴える事業を実施する。	総務課

*1

国連「女性のエンパワーメント原則(WEPs)」とは?

女性のエンパワーメント原則(Women's Empowerment Principles)は、企業がジェンダー平等と女性のエンパワーメントを経営の核に位置付けて自主的に取り組むことで、企業活動の活力と成長の促進を目指して、女性の経済的エンパワーメントを推進する国際的な原則として活用されることが期待されています。2010 年3月に、国連と企業の自主的な盟約の枠組みである国連グローバル・コンパクト(GC)と国連婦人開発基金(UNIFEM)(現UN Women)が共同で作成した7原則です。

- 1)トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進
- 2)機会の均等、インクルージョン、差別の撤廃
- 3)健康、安全、暴力の撤廃
- 4)教育と研修
- 5) 事業開発、サプライチェーン、マーケティング活動
- 6)地域におけるリーダーシップと参画
- 7) 透明性、成果の測定、報告

各原則の下に、4~6項目の具体的な内容が盛り込まれています。